

令和4年第1回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

令和4年2月28日（月曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参事（開発担当） 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 子 ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
事業調整監兼建設部長 羽 根 渕 闘 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上下水道部長 石 川 正 樹 君	消 防 長 小 山 哲 夫 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまでございます。

ここで、お諮りします。

本日、議場において議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

- 議長（足立初雄君） 本日、説明のため、出席を求めた理事者は14名であります。
議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

- 議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 都築幸夫君、4番 鈴木久夫君の御両名を指名します。

日程第2

- 議長（足立初雄君） 日程第2、一般質問を行います。
会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。
答弁時間も30分以内とします。
質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。
それでは、通告順に従い質問を許します。
初めに、1番、田境毅君の質問を許します。

1番、田境君。

- 1番（田境 毅君） おはようございます。
議長のお許しを頂きましたので、通告の順に従って質問をいたします。
まず質問に入る前に、町職員の皆様におかれましては、新型コロナウイルスワクチンブースター接種の対応を初め、町民への感染拡大防止に御尽力を頂き、この場をお借りして感謝申し上げます。御自身の感染予防も万全に、引き続きよろしく願いをしたいと考えております。

それでは、一つ目のテーマ、安全で快適なまちづくりについてであります。10月1日現在の幸田町人口データでは、後期高齢者数は4,000人を超え、新年度には中学生が約1,400人、小学生が約3,000人と、昨年比較ではおおむね横ばい、小学1年生においては、昨年よりも1割弱減少の450人余りが徒歩通学を始めます。

大きなランドセルを背負い不慣れな1年生を、高学年がお世話をしながら通学するわけですが、通勤・通学時間帯には、大型車や乗用車に加え、自転車での通勤・通学も多い状況であります。また町内では、コロナ禍の影響も含め、様々な目的でウォーキングやジョギングされる町民を、昼夜を問わず目にしております。

道路利用者の多い状態が続いております。保険会社などのデータによれば、運転免許保有者が交通事故を起こしてしまう確率は1年間でおよそ1%から2%、交通事故に遭遇してしまう確率は1年間でおよそ1%であると言われております。

安全で快適なまちづくりにおいて、交通安全施策は緊急かつ重要課題であり、以下を

問うものであります。

まず、昨年の町内の交通事故死はゼロであり、事故件数も減少傾向にあります。コロナ禍による行動変化など、こういった影響も懸念をしております。事故低減施策など、施策に対する成果の分析を伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） コロナ禍による行動の変化により、様々な自粛がなされており、交通事故死及び事故件数も減少傾向にあります。交通死亡事故につきましては、令和2年6月6日に発生して以来、本町では発生しておりません。

事故低減策として、区長要望や通学路交通安全プログラムで、交通事故や危険箇所の懸念がある場合は、警察と協議し、横断歩道や信号設置の要望をしております。また、場合によっては注意喚起の看板を設置しておるところでございます。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 主な取組として、毎年定期的に事故の危険が点検をされ、打ち上げたものは協議をし、要望する仕組みが機能しており、また必要と判断されたものについては注意喚起の看板も設置をしたことで、減少につながっているというふうに理解をしました。

次に、令和3年度実施した交通安全対策と課題などを確認をします。

通学路のガードパイプ設置が進められ、歩行者や自転車など、通行する方の安心感は向上をしております。令和3年度実施された交通安全対策のソフト面及びハード面と、その課題を伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まずソフト面での交通安全対策につきまして、総務部の私からお答えをさせていただきます。

四季の交通安全町民運動に合わせ、街頭指導活動や歩行者保護立哨活動、交通安全キャンペーン等の実施、広報紙・タウンメールの掲載による情報提供、また保育園・小学校での交通安全教室、高齢者への交通安全講話を実施し、横断歩道を正しく利用していただくことや、夜間でも事故から身を守るための反射材のバンドやたすきの利用、自転車利用時のヘルメットの着用促進について、交通安全意識の向上に取り組んでおるところでございます。

なお、12月定例会での議員からの一般質問にて御提言のありました、交通弱者を目立たせるためのツールとして、反射ではなく自ら発光するバンドにつきましても、予算の許す範囲で購入し、折に触れて交通安全の普及啓発に活用しておるところでございます。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） ハード面での交通安全対策としては、令和3年度は9月に増額補正したこともあり、交通安全対策のハードは要望に対しておおむね全て完了し、グリーンベルト15カ所、900平方メートル、平均幅30センチで換算しますと約3キロ、ガードパイプ170メートル施工いたしました。

課題は、グリーンベルトについては新たな要望に加え、過去に施工したグリーンベル

トの塗り直しの時期に来ているように、今後も継続して施工が必要なことと、舗装の劣化により舗装修繕工事が必要となり、工事費が高額になることから、即施工できないことです。

また、物理的に歩行者と車両を分離するものではなく、運転者に視覚で訴えるものですので、危険性は残ります。

また防護柵については、必要となる歩道部分の用地確保が課題となります。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） ソフト面では、街頭指導ですとか立哨、広報ツールによるキャンペーン情報の発信の提供など、保育園、小学校、高齢者を含め教育や講話などが行われたということであります。中には、提案をさせていただいた反射材等のステップアップですね、レベルを上げるということで取組も積極的に進められているということが、理解できました。

一方、ハード面につきましては、今回は増額補正によっておおむね完了できたという理解をしました。課題については主に二つの観点かあったかと思えます。一つは劣化の修繕。一定期間で消えてしまう路面表示を繰り返し修繕が必要なことと、舗装の劣化修繕工事費が高額で、即施工できないこと。もう一つは物理的に危険性が排除できる、歩車分離ではないことと、設置するための用地確保ということと理解をしました。

工事に必要な予算は、限られた財源の中で細かなむだを一つ一つ探し出して積み上げることが必要であると認識をしました。長寿命化の取組で大きな修繕を回避することは、効果の高い進め方だと理解をしております。

歩車分離については、安全確保の目指す形だと考えます。必要な時期に関係各所の協力を得られる関係性が大切だと理解をしておりますが、こういった考え方で理解のほうはよろしかったでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（足立初雄君） 答弁をお願いします。

建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 議員御指摘のとおり、課題解決には役場単独の力では不十分でございます。関係機関と十分協議をし、効果的な対策を順次講じていきたいと、このように考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 次に、高齢者の啓発活動と小中学生の通学路、歩道の見直しなど伺いたいと思います。

高齢者への啓発活動は、先ほど答弁を頂きました。したがって、小中学校通学路の安全性向上対策の実績と課題はどのようなかを伺います。

まず初めに、小学校の通学路に対する安全確認は、先ほど答弁でもありましたように、毎年4月に通学路交通安全プログラムで、交通事故や危険箇所の懸念点を抽出し、協議されています。中学校通学路の安全確認の仕組みはどのようなかを伺います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 中学校の通学路の安全確認の仕組みということでございます。

中学校のみならず、小学校も含めて、通学路につきましては毎年各学校が児童生徒に

とって、安全安心に登下校ができることができるよう、信号や横断歩道があるところを優先に検討し、通学路を設定し、教育委員会へ申請後、許可をしているところがございます。

通学路の見直し等につきまして、児童生徒、学校職員、保護者、地域の方々から様々な御意見を頂く中で、真摯に耳を傾け、児童生徒の安全安心を第一に考え、検討しているところがございます。

安全指導につきましては、小中学校共に毎学期末に行われます通学団会におきまして、通学路における危険箇所等を確認し、安全に登下校することができるように指導しているところがございます。

中学生につきまして、特に自転車通学者に対しましては、歩行者との関係で若干接触等の事故も起こるようになります。自転車通学は、やはり歩行者優先であるということをしっかりと教育した上で、お互いが安全で気持ち良く過ごすことができるような教育を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 小学校、中学校共に検討の際は、最の優先事項ですね、こちらは安全安心に通行するための信号や横断歩道があるところを通るとのことだったかと思えます。

今、回っている仕組みにつきましては、検証・見直し・安全指導というサイクル、改善のサイクルですね、こちらのほうがきちんと回っており、機能しておるということを理解をしたところであります。

自転車通学生徒には、歩行者優先の原則、こちらをしっかりと指導をして、今後進めていくという理解をしました。

次に、集団登校する小学校に比較をすると、中学校の通学路は学区をまたぐ、行政区を複数またぐ、集団登校ではなく経路が様々、登校時間がばらつくなど、多くの難しさがあります。通学路設定の課題を伺います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 通学路の設定につきましては、先ほど申し上げたように、生徒の安全を第一に学校が検討し設定をしているところがございます。課題が生じた際につきましては、その都度検討し、対応しているところがございます。

また、小学生と違いまして、中学生は自立へ向けての大切な時期であるため、集団登校という方法ではなく、自身で考えて安全に登下校することも大変有意義なことであると考えております。学区や行政区をまたぐ中で、自身で安全面に気を配り、自分の命は自分で守ることができるような教育を進めてまいります。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 中学校区の中でも特に、小学校区のはざまや通学方向が変わる地域に対して、自立に向けて丁寧に、不安全箇所の確認を実施することも重要であると認識をしました。こういった取組の考え方を伺います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 通学路につきましては、毎学期末に行われております通学団会

におきまして、生徒から危険箇所等の聞き取りを中心に、注意すべき箇所の確認を行っているところでございます。

また、地域の方や保護者からの御意見も真摯に受け止めながら、今後も安全に配慮した対応をしてみたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 事故により歩道ガードパイプなど、安全確保のための機材が破損した場合、町や県が管理する道路の修繕の手順を伺いたと思います。

また今年度、県道で復旧に時間を要した事案が発生しておりますが、この理由がなぜか伺いたと思います。よろしく申し上げます。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 町道も県道も、交通事故によりガードレールの破損が生じた場合、多くは原因者の自動車保険会社を通じ復旧させます。町道は、実績ではおおむね1カ月半から2カ月程度で復旧していますが、議員のおっしゃるとおり、県道では復旧に日数を要した事案が、本年度、野場地内の県道で発生しました。

県維持管理課のガードレール破損復旧が遅くなるパターンとしまして、例えば当て逃げにより破損の把握が遅れたためとか、交通事故において当事者双方に過失があり、過失割合の決定が遅れたため、無保険により原因者の対応が遅い、があります。

上記に加えまして、町は区長さんからの情報提供の確立や、町道のことは役場に連絡、これは区長さん方に十分浸透しているかと思いますが、国道や県道の連絡先等について、現状で周知がまだ徹底されていないのかなということも感じておる次第でございます。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 町道の補修・修繕につきましては、短期間の処置が実施をされると理解をしました。復旧に時間を要した事案に対しては、先ほどの答弁ですとやはり県の仕組み上の問題があるということだというふうに理解をしております。

中でも、町のやれることとしましては、連絡先、こちらのほうが不明確であるということがわかってきておりますので、連絡先の周知に課題があるということを理解をしました。

町内の幹線道路を確認をした結果、県道の4カ所で修繕待ちの状態を確認をすることができました。その中で、県道376号三ヶ根停車場拾石線では直近で事故があったようで、設置後間もないガードパイプが大破しており、ガードパイプの事故を軽減する効果、こちらも合わせて確認をすることができました。

一般的に交通事故が発生しやすいポイントは、大きく三つに分けられます。一つ目は交差点、二つ目は見通しの悪い道路、三つ目は速度の出やすい道路と言われております。私が確認してきた町内幹線道路で破損している場所は、まさにこの三つに該当していません。交通事故が発生しやすい場所と言えることから、早期修繕の重要性を再認識したところであります。

国県道など、町が管理責任者でない道路に関する修繕を短期間で実施するには、仕組みが課題と認識をしました。通学路においては、修繕が長引く事案に対して、完了までの期間の暫定安全確保、こういったものが検討できないでしょうか。安全な通学路を維

持管理するために、修繕が長引く場合の安全措置の考え、具体的な取組を伺います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 対策いたしまして、1点は、町ホームページに町及び県の連絡先を掲載してまいりたいと考えております。

長引く場合の安全措置といたしまして、トラロープによる視覚による状況を運転者に伝えてはいるんですが、これに加えて、設置可能箇所については新設班等による置きガードレール、この設置などを検討したいと考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 答弁にありました通学路のガードパイプ修繕につきましては、めどが立ったことは伺っております。

置きガードレールの設置につきましては、破損したそれぞれの場所で制約も発生をすると想定をしています。置いたことによる二次災害防止の観点でも、安全確認をお願いをしたいと思います。

次に、愛知県警察安心安全マップ、岡崎警察管内の学区別交通安全マップの活用と課題などを確認をしたいと思います。その地域の危険箇所が年度で集約され、誰でも見ることができ、交通安全活動に活用頂くことを目的に作成をされています。

事故発生場所と事故形態が集約され、類似の危険箇所抽出や一人一人の安全意識啓発、安全教育に活用できるものと考えます。ネット上では見過ごされるものであり、町民の目に触れる形で活用する考えを伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員御紹介のとおり、愛知県警察安心安全マップは、過去の犯罪や事故統計、犯罪発生状況の内容を地図上に小字単位で分布したものでございます。マップ自体の活用事例はまだありませんが、岡崎署管内の学区別交通安全マップは、令和3年1月に岡崎警察署からの資料提供を頂き、各小学校にも紹介をしております。

町としても、岡崎警察署からの情報を元に、交通事故や犯罪の発生状況をタウンメールにて配信し、町民への情報提供を行っております。また、統計情報をステーションだよりとしてまとめ、地区の回覧等により交通安全、防犯対策を行っております。

今後、安心安全マップについては、ホームページに掲載するなど町民への情報提供や、交通安全・防犯活動の取組に活用してまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 各小学校にも紹介をされ、タウンメールなどの発信もされていることが理解をできました。

マップの利点としましては、文章とは違い、全体をながめることで直感的にイメージできることです。カーナビゲーションなどでも地図上に配置するアイコンなどの工夫により、必要な情報が瞬間的に取れるようになっています。

児童生徒が自分に必要な情報であることを認識しやすい工夫も必要だと考えます。例えば、将来的にはギガスクール構想で配布されたタブレット端末の活用なども良いのではないのでしょうか。

次に、交差点でのヒヤリ事例や横断歩道の安全対策として、歩行者用信号機や押しボ

タン信号機の設置により、運転手に認知されやすいハード対策の声は継続して大きく、識別しやすいLED化の促進も課題とされています。

歩行者用信号機及び押しボタン式信号機の設置する仕組みは、どのようなかをお伺いします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 信号機の設置につきましては、愛知県公安委員会の判断となります。設置基準については警察庁が定めており、1時間当たりの交通量や信号間の距離、通学路等がありそれらを加味して公安委員会が決定することとなります。

地元要望等による信号機の設置箇所につきましては、岡崎警察署と協議をしながら、要望を毎年しておるところでございます。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 警察庁の設置基準があり、そちらに沿って公安委員会で決定をされるということです。岡崎警察署とは協議を実施をして、要望をその中でしているということですので、岡崎警察署も必要性を理解されている状況にあるということを理解しました。

次に、歩行者用信号機及び押しボタン信号機の設置を、地域から要望されているものの未設置の件数はどのようなかを伺います。最新の情報をお願いします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 歩行者用信号機及び押しボタン信号機の設置要望をし、まだ設置に至っていない箇所につきましては、17件でございます。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 現在17件の要望が実現ができていない状態だということでありませう。

次に、歩行者用信号機の設置できない理由はどのようなものかを伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 信号機の設置基準について、先ほども少し触れましたが、交通量、隣接する信号間の距離、小中学校等の付近にあり、交通安全を確保する必要があると考えられる点などの必要条件がございます。

また、警察庁の制定した信号機設置の指針によりますと、信号機は設置の効果、緊急性等を勘案し、より必要性の高いものから設置すると定めており、たとえ設置基準、条件を満たしているとしても、県下における要望等の状況により、即座に設置とはならない場合もございます。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 県下の優先順位の高い場所が設置されないことには、本町の設置がなかなか進まないという実態だというふうに理解をしました。

次に、押しボタン式信号機が許可されない横断歩道の今後の計画を伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 岡崎警察署には、信号機の効果やその緊急性を伝え、設置に向け継続して要望していくと共に、設置基準上、設置が難しい箇所については、警察署と

協議をしながら、関係部局と連携し、できる範囲での交通安全対策を実施するよう勤めてまいります。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 通学路設定の仕組みの答弁の中にもあったように、児童生徒の安全安心のためには、信号や横断歩道のあるところを選定することとされています。17件が要望されており、通学路の歩行者用信号機の設置されていない交差点も存在をしております。

立哨に協力されている保護者からは、設置されたガードパイプにはすり傷が入り、以前からヒヤリ事例が発生しているにも関わらず、改善がなかなか進まないという不安の声も寄せられております。信号・交差点の形状など、環境要因でもヒヤリの発生しやすい場所が存在しているのも事実であります。現地確認の結果から感じるところであります。

また、横断歩道においては多くが押しボタン式信号機が設置できていない実態にあります。警察と協議しながらできる範囲での安全対策により、一步ずつでも前進することを期待していますが、幹線道路の信号交差点を基準に再整備が課題と認識をしました。何らかの対応が必要ではないでしょうか。

豊田市や大府市では、信号機が設置できていない横断歩道への安全機器の導入、横断者に対する安全対策が進められ、近隣市で広がり始めています。本町でも活用可能と思われる横断点滅機、これはピカッとわたるくんという機材ですが、この導入の考えを伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 御提案を頂きました横断点滅機につきましては、豊田市などで設置・活用されていることを承知はしております。本製品は、信号機のない横断歩道に設置し、LEDが光ることで横断歩道を渡る歩行者の存在を車両に知らせ、歩行者の安全を守るものでございます。

信号機の設置が難しい箇所での安全対策上の一つの選択肢として、設置自治体での状況やその効果等を研究してまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 大府市に設置されている2カ所の横断歩道を視察をしてきました。ちょうどこの場所は小学校に隣接をしている交差点が1カ所、それから旧道沿いのちょうど交番の前で路側帯しかない通学路の場所の2カ所になります。こちら確認しますと、両方ともボタンを押すと20秒ほどLEDが点滅するように設定をされていました。

ちょうど小学校のほうでは、2人の未就学児と散歩されていたお母さんが通りかかりましたので、実際にどんな状況かを伺いましたところ、公園などの行き来で横断をされているそうです。見通しはとていいんですが、下り坂でスピードが出ている車が多く、横断は怖いと感じる道なんです、ということをおられました。

実際に設置されてどうですかという話ですが、横断する人間に気付いていただけるということで、きちんと車が止まってもらえるようになったという実績を確認をされておりました。そちらのことからも安全になったという評価をされています。周辺にまだほ

かにそういった事故の多い交差点があるそうで、そちらのほうも拡充ができるといいなというようなことをお話をされていました。そういったことから、保護者の期待も大変大きく、選択肢の一つになり得るということではないかと考えます。

どの事業でも、原資の確保が必要です。現状の経費と時間よりも、予想効果が量化する部分が原資に充てられることが大前提だと考えています。安全は全てに優先することを念頭に、歩行者用信号機の拡充も含めた、横断者に対する安全対策を継続して取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、二つ目の豊かで魅力あるまちづくりについて質問をいたします。

持続可能な行政区運営が問題に上がっています。第22回幸田町住民意識調査報告書では、地域活動の推進において、高齢化や運営のあり方など課題解決が望まれていることがわかります。

シニアから現役世代まで、幅広い年代で担うことが可能な環境づくり、これが喫緊の課題と考えます。主な要因は、役員の運営負荷とされ、具体的なアクションが望まれていることから、以下を問うものです。

行政区ごとの新住民比率の推移と運営課題などを伺います。

町の分析による運営課題は何なのか。行政区は、3駅プラス1構想に軸足を置く地域と、それ以外の地域に大別をされ、それぞれの課題に対し、行政区内で苦慮されながら運営をされています。23の行政区の次世代が、安心できるまちづくりが必要と考えます。行政区それぞれの特徴に合った、実践可能な負荷を低減する仕組みを考えるべき時期に来ているのではないのでしょうか。

寄せられる声では、行政区それぞれで課題は異なると想定をされます。運営を継承する観点から、担い手の確保が重要であり、新住民比率の上昇を踏まえると、特にICTに慣れた層の地域役員加入など、新たな視点も今後必要になると考えます。行政区の特徴や実情に合った的を射た対策を打つために、どのように課題を分析をされているか伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 本町は、自動車産業を初めとする企業誘致や、土地区画整理事業等による住宅地整備により、着実に人口を伸ばしてきており、今日もなお順調に人口が増加しつつあります。

特に近年、土地区画整理事業を行ってきた鷺田区、高力区、六栗区、里区などは、10年前と比べると20%から50%ほどの人口が増加し、新住民の比率も高くなっています。これに対し、宅地開発に制限のある市街化調整区域内の区においては、大半が人口減少傾向にあり、10%以上減少している区も幾つかございます。

本町の行政運営は、23の行政区運営が滞りなく機能してこそ成り立つものと考えております。新住民比率の高い区においては、新旧住民の融和やコミュニティの形成といった課題があります。また人口が減少し、高齢化率が高くなっている区においては、区長様を初めとする各種役員のなり手不足や、区民一人当たりの負荷の増大といった課題があろうかと思われま。

またそれ以外にも、各区それぞれの異なる課題もあろうかと思いますが、いずれにし

ても安定的かつ継続的な行政区運営を行っていく上で、いかに若い世代や新住民を取り込み、担い手を確保していくかが重要な課題であろうと考えています。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） いかに若い世代や新住民を取り込んでいくか、担い手の確保、こちらが主な課題になるかということと理解をしました。

持続可能な行政区運営をするための具体的な施策や計画などを伺います。

全国的な少子化により、生産年齢人口、これは15歳から65歳までの人口のことになりますが、こちらは減少傾向で、絶対数が少なくなる状況と言えます。定住する人が安定的に存在しなければ、地域組織の維持ができなくなります。多様化する住民ニーズ、生活スタイルの多様化、仕事と子育てで手いっぱいの実態、自然増に加え新しい住民が増える、そういった総合的な施策の考えはどのようなか伺います。特に、現役世代も関わりやすい環境作りが必要と考えますが、どのように関わってもらえるのか、考えをお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 町外からの転入者や外国人居住者も増え、住民の多様化と共に住民ニーズの多様化も進んでいます。こうした多様な人材を生かしつつ、住民の皆様が安心して暮らすことができる、魅力的な地域を作ることが、定住化につながるものと考えます。市街化調整区域内の人口増加を図ることが難しい地域においては、いかに人口流出を抑えるかという点が、持続可能な行政区運営への取り組むべき方向性と考えられます。

そのためには、コロナによる社会のあり方の変革期にある今こそ、地域として本当にやるべきこと、またはやらなければいけないこと、これに対し、今までは慣例的にやってきたことであっても、省略できること、簡素化できることの振り分けをし、そうした上で役員や地域住民の負担感を解消し、地域活動に関わりやすいようにすることが、重要なことではないかと考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 持続可能な行政区運営への取り組むべき方向性は、まずは人口流出を抑えることであり、地域業務を見直すことで負担感を解消し、関わりやすくする方向性を理解をすることができました。地域と計画を共有し、無理のない進め方が必要だと感じます。

次に、区画整理事業が行われていない行政区の定住促進の施策などを伺います。

幸田町の人口が2040年まで微増傾向の一方、市街化調整区域人口は大きく増加することは考えにくく、成り行き任せでは減少するリスクが勝る状況と認識をしています。区画整理を行った行政区では、先ほどの答弁でもありましたとおり、20%を超える人口増加の一方、市街化調整区域は減少傾向ということでもあります。

少し不便でも、自然の多い環境で子育てをしたいと考える方も、最近では少なくありません。車の通りが少なく、自然に囲まれ環境が良いと、他行政区の保護者、外から来た保護者からは声を聞きます。自分で車が運転できる方々、そういった方々にとっては、多少不便でも自然の豊かな場所を好まれる方も、中にはいらっしやいます。

徒歩圏内に生活の全てがそろふ地域と、めり張りをつけた活用も選択肢と考えます。一方、現実的に問題となるのは、行政区運営の負荷だと考えております。市街化調整区域では、行政区の地域活動に携わる負荷や、広範囲な作業エリアでも効率の良くなる道具の用意や一定の体力が必要である、こういったことから作業配置を工夫をして事にあたっております。

主な若返りは、要因としては世代交代であり、人口維持は必要不可欠なものになっていきます。人数規模の小さな行政区では、地域の維持管理には全世帯から必ず1人参加しなければ賄うことができない実態もあります。役員の担う負荷や在住者の負荷を軽減する取組は今後必要になるのではないのでしょうか。今後どのようにそういった負荷の低減を考えるのか伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 地域の役員の方が担う負荷や、地域住民の負荷の低減を図るため、行政として今後取り組むべき課題として、行政区運営のデジタル化は必須であると考えております。

コロナ禍における感染症拡大の防止を図る意味においても、また職員の事務負担軽減を図る意味におきましても、確実に推進していかなければならないというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 行政区主体の会議、WebツールなどICT機器導入による運営環境改善の考えなど伺いたいと思います。

負荷を低減する面でいきますと、先ほど答弁のあったとおりであります。総務省の令和3年8月調査では、1,741団体中約200の自治体が、自治会のデジタル化に既に支援をしている、または今後支援を予定しているとし、残りの約1,400の自治体は支援の実績・予定なしとしているそうであります。

行政区運営の負荷を低減し、仕事や家庭が中心の世代でも、行政区運営に気軽に関われる環境作りが喫緊の課題だと考えます。

全国的に自治会役員の業務負荷低減が問題となっており、様々な改善方法が考えられています。最近では、ICTの導入による業務負荷低減が多くの自治会や自治体で行われています。ラインアプリとパソコン端末を活用し、自治会業務の効率的運営を実現した自治会では、4年かけて行った業務負荷の低減効果として、役員の平均年齢が4歳ほど若返った事例などが報道をされています。

自治会長さんがICTツールを使うことで、単純作業や募集業務の業務負荷低減ができることから、選択肢の一つと考えます。WebツールなどのICT機器導入の促進を行い、運営環境を改善する考えはどのようなか伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 行政区運営のデジタル化につきましては、本町のみならず多くの自治体が、御紹介のようにその必要性を感じておるところでございますが、一部の自治体でしか進められていない部分もございます。

その主な理由といたしましては、ICT機器の端末整備やデジタルに対する理解の遅

れ等が挙げられます。このような課題に対しては、導入費用の補助、機器の無償貸与、勉強会や講習会の開催等の支援が考えられるかと思えます。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 負荷低減で生み出した時間は、ほかの業務に充てられます。行政区に限らず、町職員も負担軽減効果が期待をされ、コスト削減にもつながるものと考えます。

積極的に取り組む価値が、そういった面であると考えております。町主導で、仕組みの導入を推進する考えを伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員御提言のとおり、デジタル化の推進により行政区の運営にみならず、町の職員にとっても負担軽減が図られ、その分、他のことに時間や労力を費やすことができるといった効果が生まれるということは、理解しておるところでございます。

町といたしましては、このような目的や意義、または効果を説明し、理解を得ながら進めていく必要があると考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） このような話は大きな変化であります。様々な小さな問題も含めて、問題の表面化をするということを想定しております。

住民の安心感醸成をどのように実現するか、考えを伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 一度に全町的に始めるのは困難であると思われまので、まずはモデル的に地域を選定して着手し、試行錯誤を重ねながら、徐々に拡大をさせていただくような流れになろうかと考えます。

具体的な操作の仕方やトラブルが起こったときの相談体制などを整えつつ、また必要な財源については、国の補助制度等を活用するなど確保に努め、部分的にでも実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 推進のことは理解をしたところでありまので、ぜひ積極的によりしくお願いしたいと思います。

次に、3駅プラス1構想圏外の地域活性化施策の考えなどを確認をします。

小中学校区の人口平準化を念頭に、企業誘致・残置の促進により5万人達成に必要な残り7,000人の定住地確保をどのように進めていくのか、考えはどのようなかを伺います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 先ほど総務部長からも答弁がございましたけれども、本町では昭和34年から工場誘致及び工業団地の整備による産業立地として、そして昭和50年台からは就業者等の受け皿となる住宅地整備としまして、土地区画整理事業が行われ、人口の定住が図られて人口増加を維持してまいりました。

この企業誘致と住宅地共有を両輪といたしまして、社会増から自然増につながる流れ

が構築されており、定住地・定住人口の確保をしてきており、今後もこれを維持・強化をしていく必要があると考えております。

御質問の小中学校区の人口の平準化という点におきまして、一時的にはマンモス校ができてしまうということですか、また最近20年間の間には一部地域において、住宅開発をしないと多くの人口増加が見込めず1割以上大きく人口減少した区もあり、各地域のバランスある発展の観点から、今後のまちづくりにおける重要な課題であると認識しております。

町の総合計画や都市計画マスタープランの土地利用計画に基づきまして、土地区画整理事業、また例えば坂崎小学校区内で実施をいたしました民間住宅開発などの整備手法を考えていくと共に、またそれぞれの地域資源を生かしたまちづくりが必要であると考えております。

国のデジタル田園都市国家構想は、地方へのデジタル技術の実装を重点に置いています。デジタル技術を活用して、交通・農業・医療・教育・防災などの各分野について、地域課題を解決する取組が始まっております。

この考え方をヒントに、豊かな自然環境と地域コミュニティの魅力を生かし、デジタル技術を取り入れながら第2期幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口増加維持、さらなる成長と地域活性化を実現するためのその方針であります幸田町の体力、産業力の増進と魅力発信により、第3子が安心して産める「なめらかなまちづくり」につながる各課・各分野にわたる事業を、各地域の実情に沿い、バランスある発展を念頭に置きながら、交流関係人口から定住人口につながる仕組みづくりを構築し、人口5万人を目指し、着実に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） この先に構えられております計画の見直し・策定等において、このような内容につきましては、きちんと今の実情に合った取組として計画をされていることを理解をしました。

次に、主に市街化調整区域では、自然と各産業が調和する形の地域活性化が望まれています。県道沿線や管理できていない山林などを初めとする土地の利活用など、制約や規制の緩和による民間の協力を得やすい環境作りが今後必要になるのではないのでしょうか。

市街化区域と市街化調整区域、それぞれの良さを感じられる幸田町に合った持続可能な行政区運営の考えを町長に伺います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 幸田町は4万2,500、そして緑住文化都市を標榜しておる町でございます。田舎くさくなく都市じみてもないというか、そういうちょうどいい位置に位置している町だと思うし、先ほどありましたように、駅を中心として人口を集めながら、その周辺を農村区域が森林資源、そして農地を守ってくださるという中で、今言われたように市街化調整区域と市街化区域を主に調和させていくか。もちろん、人口を増やすためには、幸田町内だけで人口を移動しておるだけではなくて、やはり幸田町に魅力を感じて子育てのことを考えながら、たくさんの人に入っていただけるような環境作

りをしなくてはならないということでもあります。

今、都市部では、大都市は在宅勤務だとかそういうことから離れて、地方に本社の拠点を置いたり、ワーケーションだとかコワーキング、そしてシェアオフィス、こういった考え方が入ってきております。そういったことをSDGsの未来都市というような考え方、そしてまた脱炭素社会の推進という中で、例えば再生可能エネルギーをそれぞれの地域の地産地消で生み出すだとか、いろんな取組ができるようになったと思っております。

具体的に幸田町におきましても、これから進めようとしておるのは、やはり里山の整備ということで、既に坂崎等に行っておりますけれども、例えば六栗の石山整備なんか事業でいきますと、いろんな多様な森林空間の利用の高まりということで、地域の人たちがそこに積極的に関わろうとしている。こういう動きをうまくつなぎとめて、そこに健康作りだとか、そしてまた疾病予防だとか、そして早期の離職者対策がそういったところで企業の働き方改革の中で森林との新たな関わり、こういったものができるというなということで、ちょっと僕から具体的な話でありますけれども、今、林野庁のほうで森林サービス産業という事業を起こされました。

ホームページを見ていただくとわかると思うんですけども、この事業によりまして、様々な生涯現役のまちづくりだとか、企業人を呼び込んでそこに移動の利便性を図りながら、森林空間に関わっていただく人たちの人としての営みを作るといような事業が、積極的に展開されるそうです。そういった事業を利用しながら、幸田町におきましても、あと深溝断層の周辺を市場・逆川のほうに向けて、自然公園と健康作りの森作りだとか、そういったようなことをやれるようなことができてきたんじゃないかなと、自分は思っています。

そしてもう一つは、やはりスーパーシティ構想であります。市街化区域じゃないんだけど、低未利用地が近くにあって、そこには耕作放棄地だとか、もう農業ができなくなっているようなところを、思い切って規制緩和の考え方で開発するというようなことを、民間主体でやりながら、一つの調整区域の活躍といいますか、活性化を図るといような事業が、幸田町ではできるのではないかなと思っております。

まだまだ、いろんなハードルは高いですけども、一つ一つの国・県様々な取組の事業をうまく消化させることによって、地域でそういうことがやりたいという方々を一つのモデルにしながら、今、議員が言われるような形を一つの成果として作っていくようなまちづくりができることによって、調整区域の魅力、そして市街化区域の人たちの何かうまい交流の機会といいますか、そういった今この辺はちょっと具体的ではないんですけども、そういったことを含めながら、幸田町のさらなる5万人達成の人口増に向けた取組を、時間はかかりますけれどもやってみたいなと思っております。

以上です。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 第7次幸田町総合計画を初め、計画の策定に向けた地域活性化を図るためのビジョンが検討されていることを理解をしました。

勤労者の目線でいきますと、幸田町の今後の変わり行く姿に期待をしているものであ

りますが、その一方で税金の使われ方にもしっかり目を向けていらっしゃると思います。様々な事業を進めるには、現在進められている事業から原資を捻出する地道な活動ですとか、新規事業も含めて収益を安定的に伸ばしていける、風通しの良い組織体制作りを初め、役場組織一体となって経営者感覚を持って進めていただくということが、非常に重要な内容かと思っております。

ぜひ、今後も住民にわかりやすい、効率的で健全な行政運営の推進による、豊かで魅力あるまちづくりを期待をして、質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 1番、田境毅君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時09分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、水野千代子君の質問を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 議長のお許しを頂き、通告順に質問をさせていただきます。

ワクチン接種についてであります。現在、新型コロナウイルス感染を防ぐ3回目のワクチン接種が進み、11歳以下のワクチン接種の整備が進められているところでございます。今回、私は、ヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチン接種などについて質問させていただきます。

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス、HPVの感染を防ぐワクチンについて、厚労省は今年の4月から同ワクチンの積極的勧奨をすることを決めました。ワクチンは、日本で2009年に承認され、2013年4月から小学6年生から高校1年生相当の女子を対象に、原則無料の定期接種となっていました。

しかし、接種後に多様な症状の報告があり、厚労省は定期接種は続けたまま勧奨は止めていました。その後、厚労省は去年11月、多様な症状とワクチンとの関連を示す研究結果は確認されていないとして、勧奨の再開を決めたようでございます。

厚労省からの通知はどのような内容か、お聞きをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 厚労省からの通知は、昨年11月26日付で、子宮頸がんなど主な原因となりますヒトパピローマウイルス感染症を予防するワクチンについて、接種の積極的勧奨を令和4年4月から再開するよう、自治体へ求めたものであります。この通知により、平成25年6月に厚労省から発出をされております接種の積極的な勧奨とならないよう留意すること、との通知については、廃止されたこととなります。

具体的には、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について、として発出をされておまして、最新の治験を踏まえ、改めてワクチンの安全性に特段の懸念が認められないことが確認をされ、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたこと。

また、対象者または保護者に対しまして、接種を個別に勧奨、通知することにより、

確実な周知に努め、個別勧奨は接種実施医療機関における接種体制の整備等を進め、基本的に令和4年4月から順次実施するよう示されております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。厚労省からは、接種の積極的な勧奨とならないよう留意することという通知は廃止されたということでございます。具体的には、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応についてということで、今回改めて発出をされたということでございます。

本当に、接種による有効性が、副反応のリスクをあきらかに上回ったということでございます。その当初は、ニュース等も副反応がこのくらい出たということで、かなり皆様に注目を浴びたワクチン接種でございましたが、それを結果的には有効性のほうが上回ったという、リスクよりも上回ったということが認められたということでございます。

それで今後につきましては、今、言われたように、周知に努めて個別勧奨は積極実施する医療機関における、医療体制などを今後進めていっていただけるということでございます。基本的にはこの4月から、順次実施するというが示されていることで、理解はさせていただきました。

では、今回の対象者であります、新しく新年度に変わった新中学1年生から新高校1年生、生まれから言うと平成18年4月2日から、平成22年4月1日までに生まれた女子として理解してよろしいかお聞きをいたします。また、対象人数についてもお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 厚労省の通知によれば、今回の対象者は標準的な接種期間である新中学1年生の女子に加えまして、これまで個別勧奨を受けていない新中学2年生から新高校1年生になる女子に対しましても、ワクチンの供給・接種体制等を踏まえつつ、接種が受けられるよう配慮することとされております。

議員がおっしゃるとおり、平成18年の4月2日から平成22年4月1日までに生まれた女子というふうに理解をしているところです。

対象人数につきましては、新中学1年生の女子が218人、新中学2年生の女子が228人、新中学3年生の女子が236人、新高校1年生の女子が222人の合計904人となっております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。新中学1年生から新高校1年生までの方々が対象になるということでございます。それぞれが約200人ちょっとぐらいの人数になるのかなということで、今言われて、合計が904人ということでございます。

それでは、積極的勧奨が中止をしていた9年間、平成9年度から平成17年度生まれの女性を公費で助成としているということも聞いているわけでございますが、その内容で良いかお聞かせを願いたいというふうに思います。この積極的勧奨が中止をしていた9年間というのは、17歳から25歳までの、その内容でよろしいかお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員がおっしゃるとおり、平成9年度生まれから平成17年度生まれの女子については、昨年12月28日付の厚労省事務連絡におきまして、接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、積極的な勧奨を差し控えている間に、定期接種の対象であった女子であるとしまして、この年代の女子をキャッチアップ接種の対象とする旨が示され、対象者が接種について検討・判断できるよう、ワクチンの有効性・安全性について、丁寧・確実に情報提供を実施していくことが重要であるとされております。

広報等につきましては、追って示されるとのことです。この動向を注視をしてみたいというふうに思っております。

対象者につきましては、新高校2年生から25歳を迎える女子で、平成9年4月2日生まれから、平成18年4月1日生まれの女子となり、人数は1,943人となっております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。昨年12月28日の厚労省の事務連絡において、この差し控えていた間の対象者についても、きちんと情報提供をして対象となるようにということで、通知があったということでございます。この女子の年代をキャッチアップ接種と言われるそうでございます。わかりました。

この対象者は新高校2年生から25歳で、合計が1,943人ということでわかりました。

それでは、新中学1年生から新高校1年生合わせて904人、また積極的勧奨を中止していた9年間の1,943人を合わせると2,847人となるわけでございますが、これは全て対象者が無料接種であるということを確認をさせていただきたいというふうに思うのと、あとこのキャッチアップ接種の方々は、今後どのように進めていくかを追って示されるということでございますので、わかりました。

それでは、新中学1年生から新高校1年生の904人に対しまして、どのように周知、接種券の配布はどのようにされるのかをお聞かせを願いたいと重います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） まず初めに、無料かどうかという御質問でございましたので、こちらのほうは予防接種法第8条、この8条は定期予防接種の勧奨という項目でありますけれども、この勧奨に基づき、無料ということになります。

具体的には、対象者またはその保護者に対しまして、接種券・予診票、この個別送付を行ってまいります。接種券の送付時期、送付物の内容等につきましては、岡崎市・岡崎市医師会、この両者のほうと協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。今後、岡崎市、また岡崎市医師会と協議を進めていかれるということでございますので、4月からのスタートになるわけでございますので、しっかりとした協議をされて、素早い周知をされるのがいいかなというふうに思っております。

それからヒトパピローマウイルス感染症は、複数のタイプがございます。一生涯のう

ち80%ほどの女性が感染するが、ほとんどの人は数年以内に免疫によって排除されるが、子宮頸がんを起しやすいHPVに感染した人が10年から20年ほどかけてがん化するというふうに言われているところでございます。子宮頸がんの罹患率をお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 子宮頸がんの罹患率についての御質問でございます。

最新であります2017年になります、こちらの統計によりますと、人口10万人当たりの罹患率ということで、全国の数字では17人、愛知県におきましては38人、これを本町に置き換えますと40人となります。

それでこの本町の40人の算出に当たりましては、この2017年当時の女性の人口2万97人、この人口に対しまして罹患数は8人ということであります。これを対10万人に換算した値でありまして、この罹患患者1人の違いで大きくこの数字が変動してくるということでございます。

この数字につきましては、一定の罹患数を単純にその期間の人口で割り、10万人当たりで示す罹患率という意味で、粗罹患率というふうに言われております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。粗罹患率というふうで、今お聞きをいたしました。なかなか聞き慣れない罹患率でございますが、こういう計算の仕方があるということで、理解をしたところでございます。

それでは、国内では毎年1万1,000人ほどが子宮頸がんになり、約2,900人が亡くなっているようでございます。治療で子宮を摘出することもある、また子宮頸がんの一部を切り取る場合は、妊娠したときに早産しやすくなるということもあります。ワクチン接種により回避できると考えております。

積極的勧奨が示されたからには、接種を安心して受けるためにも、保護者の理解も必要であります、本人も当然でございますが。保護者などの、また本人からの相談窓口というのはどこになるかというのをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 接種を安心して受けていただくための保護者などの相談窓口でございますが、町内にありまらずワクチン接種指定医療機関というのが6カ所、現在でございます。三ヶ根クリニック、とみた小児科、牧原整形外科クリニック、むらかみ整形外科、こうた皮膚科クリニック、こうた内科クリニックであります。令和4年度以降につきましては、この6カ所に2カ所が追加されまして、この2カ所といたしますのが、こん野ファミリークリニック、野々村クリニックということでございます。

また、岡崎市内におきましても、相談できる医療機関が現在53カ所あるということでありまして、この岡崎についても令和4年度から7カ所増え、60カ所ということで聞いております。

このほか、ワクチン接種後に使用しました症状の診療に係ります県内の協力医療機関としまして、10の医療機関がございまして、これは1月27日現在であります。10医療機関がございまして、近いところでは、豊川市民病院、豊田記念病院がございまして。

そのほか、国・県の電話相談もあるということでもあります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。町内ではワクチン接種指定医療機関が現在6カ所で、また4年度からは2カ所増えて8カ所になるということでございます。そのほかにも岡崎市のほうでも60カ所あるということでございます。それらのことを、やはり保護者だとか対象者には、何らかの形でやはり知らせていくべきではないかなというふうに思うところでございます。

それから、ワクチンですので、やはり何かあったときには、協力医療機関として県内で10カ所、近いところでは岡崎市民病院や豊田記念病院があるということでございますので、こういうこともしっかりと周知をしていただければ良いかなというふうに思っております。

それから、正しい情報とわかりやすい周知の考え方をお聞きをいたしたいと思います。子宮頸がんのワクチン接種に関する厚労省からのチラシや、ポスターなどがあれば、学校関係の御協力も必要ではないでしょうか。今後の取組についてお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの10の協力医療機関ということで、近いところでは豊川の市民病院、それから豊田の記念病院ということで、再度答弁のほうをさせていただきます。

それから、厚労省におきましては、リーフレット等につきまして、情報提供の目的や読みやすさやわかりやすさ、こちらのほうを重視する視点を踏襲しつつ、特に最新のエビデンスを踏まえ、ワクチンの有効性・安全性の追記・修正、それから統計情報の更新を進めてきております。本町といたしましては、これらの情報媒体等を通じまして、正しい情報をわかりやすく周知できるよう努めていきたいというふうに思っております。

さらに、ワクチン接種が全てではないと思います。ワクチン接種を受けていても、子宮頸がんの検診、性感染症対策、こうしたものが重要であること、これも合わせて周知をしていきたいというふうに思っております。

それから一つ、学校との協力関係につきまして、愛知県のワクチン相談窓口として、ホームページ内に感染症対策局のほか、学校生活に関する相談先も同時に掲載されておりますので、本町としてもこれと同様に、今後必要があれば連携を図っていきたいとも考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。豊川市民病院と豊田記念病院ということで、了解をいたしました。

チラシ、またリーフレットのことについてでございますが、やはりリーフレットなどを見てわかりやすい、こういうことでこうだった、こういうふうになると、このワクチンを打つとこうだとか、そういうこともやはりわかりやすい情報というのが、一番いいのかなというふうに思いますので、しっかりとした情報提供をお願いしていただきたいと思いますということと、あと今、部長言われましたように、当然検診等も、防ぐためには

大切なものでありますので、これも合わせて周知をしていただけるといいかなというふうに思っております。

それから、学校関係の協力についてはわかりました。その必要性があれば、ぜひとも学校関係も協力をしていっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、積極的な勧奨がされていない中でも、定期接種の情報を周知してくださっているということ、またその間にも子宮頸がんのワクチン接種を受けられている対象者も年間数十人いるということでお聞きをいたしておるところでございます。

子宮頸がんワクチンは3回の接種が必要であります。積極的勧奨が始まれば、その必要性・有効性などの相談を初め、周知や接種実施医療機関との体制整備もスムーズに進めていくべきだということでもありますので、この4月から始まりますので、スムーズな整備をよろしく願いをしたいというふうに思います。

これにはやはり、町内のワクチン接種指定医療機関が大切でございますので、この機関にもしっかりとした整備を進めていっていただけるようお願いをしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、帯状疱疹のワクチン接種についてお聞きをいたします。帯状疱疹は、免疫力の低下が発症の原因と言われ、水ぼうそうと同じウイルスで起きる病気であります。子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが体の中で長期間潜伏感染し、免疫が低下した際などに帯状疱疹として発生をいたします。

50歳代から発症率が高くなり、80歳代までに約3人に1人が帯状疱疹を発症すると言われております。帯状疱疹の予防接種ワクチンもあります。県内では、帯状疱疹の予防接種を助成している自治体をお聞きをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） まず初めに、現在、帯状疱疹のワクチンは2種類ございます。ビケン製とそれからシングリックス製の2種類であります。全額自費で接種する場合がありますが、ビケン製で1回の接種ということで行う場合は、7,000円から1万円かかります。それからシングリックス製で接種する場合は2回の接種となりまして、1回当たりが2万円から3万円かかるということで、大変高額であるということは承知をしているところでございます。

愛知県内では、県内で初めて名古屋市が令和2年3月、それから刈谷市が昨年8月から予防接種費用の一部を助成しておりますが、名古屋市は接種日時点で満50歳以上の方に対しまして、1回の接種ワクチンでは自己負担額を4,200円まで、2回接種ワクチンでは自己負担額を1回当たり1万800円、2回の接種になりますので2万1,600円としまして、それぞれ差額分を支給をしているということでもあります。

刈谷市では、申請日におきます住民登録がある満50歳以上の方に対し、1回のみの助成で3,000円の助成を行っているとのこととです。

そのほかの助成の実態は承知をしておりますが、近隣市で聞き取りを行った結果では、先の刈谷市を除いては助成の動きはないというふうに聞いております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。県内では名古屋市が一番早くやられたということで、接種の補助のお金もそれぞれ、助成のお金もそれぞれの、打つ製品・種類によっては違うということをお聞きをいたしました。最高では1回目、2回目を打つもので2万1,600円を補助しているということをお聞きをいたしました。としてその差額分ですかね、差額分を支給をしているということをお聞きをいたしました。

刈谷市では、昨年でありますけれども、50歳以上の方に対して1回のみ3,000円を助成しているということでございます。これは本当に高額でございますので、なかなか打つ人も少ないではないかなというふうに思うわけではありますが、やはり今、この带状疱疹のワクチンというのは、少し助成している町が多くなっているのではないかなというふうに思っております。

私の聞き取りでは、近隣市では当初予算にも上がっているということをお聞きをしたわけでございますので、少しずつは助成する市町が増えてくるのかなというふうに思っているところでございます。

带状疱疹は痛みが伴い、赤い斑点と水ぶくれが多数集まって帯状になり、主に上半身や顔面などに現れてまいります。通常、皮膚症状に先行して痛みが走ります。ピリピリと刺すような痛みがあり、夜も眠れないほど激しい痛みを伴うこともあります。带状疱疹が現れる部位によっては、角膜炎とか顔面神経麻痺、難聴など、合併症を引き起こすことがあると言われております。

この数年で、私の身近にも带状疱疹で悩んでいる方がおります。本町での発症率ほどのぐらいか、わかっている範囲でお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 带状疱疹について、本町での発症率はわかっておりません。愛知県におきましても、こうした統計的なデータがないとこのことでございます。一般的には、議員が言われるとおり、加齢に伴い増加する傾向にありまして、50歳を境に発症率が急激に上昇、70歳以上での発症頻度は1,000人当たり10人以上とも言われていると聞いています。

これは調べた話ですが、宮崎県での調査につきましてですが、発症率は年々増加をしており、例えば60歳以上の年齢層では1997年から2017年までの21年間で発症率が1.5倍に増加していることが確認をされているということでございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。データがないということで、どのぐらいの発症率かわからないということでございますが、本当に私の身の回り、身近な人でもちょこちょこ聞くことがありますので、やはり発症率は増えているのかなというふうに考えるところでございます。そして今、宮崎県の調査を言われたわけではありますが、このようにやはり発症率は年々増えていくのかなというふうに思っているところでございます。

带状疱疹の予防にはワクチン接種が有効であります。現在はコロナ禍で職場や家庭でのストレスや疲れを抱えている人が多くいらっしゃいます。ワクチン接種には2回接種が必要であります。先ほども言われましたように、1回で済む接種もあるようでございますが、1回当たり2万円から3万円と高額であることから、ワクチン接種を諦めてし

もう人も多くおります。

帯状疱疹はワクチン接種で予防できます。ぜひとも医療助成をすべきであるというふうに思いますが、そのお考えについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） ワクチンの評価につきましては、たびたび厚労省の厚生科学審議会等におきまして、議論が行われております。ワクチンの定期接種化までのプロセスでございますが、主に予防接種法の対象疾病に加えられていない、新たに薬事承認をされるワクチンを前提にしまして、薬事承認後に定期接種化のために必要な情報の収集及び検討を始めるプロセスということでございます。

これらのワクチンについて、定期接種で使用するものの是非に関する検討も行われているところでございます。現時点では接種を希望する方が任意で受ける予防接種として位置付けられておりますので、接種費用の助成を行うことは今のところ予定をいたしません。今後、国の動向を見ていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。厚労省ではまだそこまでは至っていないということでございます。

本当に、やはりこういう病気に対しては、ワクチンが予防には必要だということが少しずつわかってくるわけでございますので、また近隣の動向、また国の動向をしっかりと注視していただいて、ぜひとも予防接種の費用助成をしていただきたいというふうに思うところでございます。

帯状疱疹が改善した後も、長く痛みが取れないという場合もございます。これを帯状疱疹後神経痛という合併症があるようでございます。高齢者になるほど現れてきやすい後遺症というふうにも言われておりますので、ぜひともワクチン接種の助成を前向きに検討していただけるように、要望をさせていただきたいというふうに思います。

次に、子育て支援についてお伺いをしてまいりたいと思います。

新型コロナウイルスの影響の長期化で、厳しい経済状況にある人の暮らしを広く下支えするため、昨年末の経済対策の一つに令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金、18歳以下の子ども一人につき10万円の給付があります。現金が早く届くようにと本町も児童手当の仕組みを利用して給付を進めてきたと思います。申請が必要な高校生や公務員の子育て世帯を含め、それぞれの給付の現況をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（牧野宏幸君） 子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服新時代開拓のための経済対策の一つで、ゼロ歳から高校3年生の子どもたちに1人10万円を給付するというものであります。

本町におきましては、先の令和3年第4回定例会最終日に補正予算の御承認を頂き、12月27日に1人10万円を現金一括で給付を開始いたしました。以来、1月31日2月21日と計3回の給付を行ってきたわけですが、これまでの給付状況といたしましては4,209世帯の受給者に対しまして、その対象児童といたしましては7,588人の児童に総額7億5,880万円を給付しているという状況でございます。

その内訳といたしまして、一般の児童手当の受給者につきましては3,574世帯、6,693人で、これ以外の公務員・高校生及び新生児は635世帯、895人です。一般の児童手当の受給者につきましては、申請不要のいわゆるプッシュ型で給付を行っておりますので給付率は100%となりますが、これ以外の公務員・高校生につきましては申請が必要となります。

それから新生児につきましては、これから生まれてくるお子さんも対象となりますので、給付率はおよそ75%といった状況というふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。厳しい経済状況にある人の暮らしを下支えするための臨時特別給付金でございます。児童手当の仕組みを利用した申請は要りませんので、児童手当の給付者は3,574人世帯で、対象者は6,693人ということで、給付率は100%で終わりましたよということでございます。

公務員とか高校生の人たちは申請が必要ですので、これが635世帯の対象児童が895人で、給付率は75%だということでお聞きをいたしました。申請が必要でございますので、後の25%随時申請していただく順に給付を進めていってほしいというふうに思いますので、ぜひとも漏れのないように進めていっていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、臨時特別給付金には所得制限があります。夫婦と子ども2世帯の世帯であれば、児童を扶養している人が年収960万円未満の場合に給付をされます。しかし所得制限で給付を受け取れなかった世帯にも、やはり子ども1人当たり10万円を給付している自治体が増えております。

国からの地方創生臨時特別給付金を活用している自治体や、自治体独自で給付している自治体もあるようでございますが、県内、近隣市での現況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（牧野宏幸君） 申請が必要な高校生ですとか公務員の方々にも周知を続けてまいりたいと思います。

それから、この子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、児童手当の仕組みを採用しております。児童手当では、夫婦と子ども2人の世帯のモデルケースですと、所得736万円、これを給与収入で換算いたしますと議員仰せのとおり960万円となり、これを所得制限、限度額として支給対象世帯が制限されます。この所得制限を撤廃して、市町村独自に給付を決めた自治体は、愛知県内におきましては約半数と認識をしております。

西三河9市におきましては、豊田市、刈谷市、碧南市、みよし市の4市が、市独自に給付を行っております。このうち地方創生臨時交付金を全額活用しているのが碧南市の1市で、刈谷市、みよし市の2市につきましては、一部活用しております。豊田市につきましては、地方創生臨時交付金は活用せず、全額を市独自で給付すると伺っております。

近隣におきましては、蒲郡市も地方創生臨時交付金を活用せず市独自で給付を行って

おりますが、岡崎市、西尾市、それに安城市につきましては、独自給付はしておらず、所得制限を撤廃せずに国の基準どおりに給付していくと伺っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。県内の自治体では約半数の自治体が独自で給付を行っているということでございます。かなりの自治体が給付をされたのかなというふうには思っているところでございます。

それで、地方創生臨時交付金を活用しているのは、全額が碧南市、またみよし市と刈谷市は一部を活用している。豊田市のような大きな市は全額独自で給付をしているということでございます。隣の蒲郡も、交付金を活用せずに同時に給付を決断されたということでございます。西三河では、岡崎、西尾、安城は独自はやっていないということでございますが、やはりその県内半数以上は独自で給付を行っているという、このことがすごいことだなというふうに思っているところでございます。

それから本町では、地方創生臨時交付金を活用しなかったという、その理由についてお聞かせを願いたいというふうに思います。また、所得制限で1人10万円受け取れなかった受給者の世帯、また対象人数等をお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（牧野宏幸君） まず地方創生臨時交付金ですね、こちらを活用しなかった理由ということですが、まず豊田市が活用していないということで、その理由といたしましてお聞きしているのが、所得制限を撤廃して独自給付を決定したのが、国から地方創生臨時交付金はこの給付金に活用できるという通知が来る前に決定のほうをしたということで、その地方創生臨時交付金につきましてはもう当てがあったということで、活用できなかったというふうに伺っております。

それで幸田町におきましても、地方創生臨時交付金につきましては、別に活用されるということで、これを活用してということはちょっとできなかったという事情がございます。

それから所得制限でもらえなかった人数という御質問でございます。本町において所得制限、今回の所得制限以上になった受給者でありますけれども、約400世帯、児童数にしまして700人と、金額に換算しますと7,000万円というふうに試算、考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。国からのこの交付金の活用でございますが、ある程度、やはり自治体はこういう交付金がある、また交付金はどういう事業に活用できるということを、あらかじめわかっている範囲なのかなというふうに思っているところでございます。

実際、この交付金を使って所得制限撤廃で1人10万円を給付したという自治体があるわけではございますので、私はできればこの交付金を使っていただきたかったかなというふうに思っているところでございますし、また交付金を使わなくても自治体独自で給付をしているところも現実あるわけではございますので、幸田町は400世帯、対象者は700人、7,000万円ということでございます。

これは本当にやはりコロナの影響は所得に関係なく、またそれぞれの世帯にも及んでいるというふうに思っております。特にコロナ禍が長期化している今だからこそ、考慮して支給していくべきであるというふうに私は思っております。親の年収によって子どもたちに分断を生じさせてはいけないというふうにも思うところがございますので、ぜひこの辺についても遅ればせながらも町独自の給付をしていただけないかということ、町長の英断なお考えをお聞かせを頂きたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 子育て世帯の臨時交付金であります。所得制限外への世帯への交付ということでお話を頂きました。近隣の市町の動向も当然慎重に考えながら考慮してきたところがございます。岡崎市さん、西尾市さんの動きがちょっとなかったということでもありますけれども、最終的には近隣の動向を見極めながら調整したということで、国から示されたとおりのことで児童手当の仕組みを活用して進めていったということでもあります。

地方創生の臨時交付金を充当させるということも一つの検討の中にありましたけれども、その時点ではコロナ対策に充てる財源として充当させておりましたので、今回のこの交付金関係には充当させるというタイミングはありませんでした。

また独自給付につきましても、やはりこれから子育て支援を考える意味で、またいろんなその必要性のあるものを、財源をしっかりと理解した上で支給の対応ということも考慮できないわけではないですけれども、今回のこの臨時の子育て世帯の給付金事業につきましては国から示されたとおりのことであります。

なお、国の指示以外にも、町独自、そして市独自の取組が、近隣の市町等々でも、今回の当初予算等でもかなり活発化しているといえますか、いろいろな手当支給が行われております。ちょっと話が逸れますけれども、先ほどの予防接種等におきましても、今回近隣の市町を見ると当初予算編成の中で、様々な取組が始まっておるところでございます。

そういったところを改めて、当初予算では今回反映していませんけれども、今後必要性ということを十分考えながら、また子育て支援ということを十分考えながら、ピンポイントではなくしっかりと体系的な取組というような形で、給付の考え方を示していきたいなと思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。子育て支援については、本町独自でこの給付金以外でもやられているということは承知をしているところがございますので、今後国からのこういう支給、今回は18歳以下の子どもたちでございますが、様々な国からの示されている、それ以外でも、やはり私は子育て世代にはしっかりとした充当をお願いをしたいというふうに思っているところがございます。

それから予防接種につきましては、今、町長から再度答弁していただきましたとおりに、やはり近隣市町でもいろんな動きが本当でございます。でありますので、やはり町民の健康、命を守るためにも、やはりこのワクチン接種も、様々なワクチン接種も考えていただきたいということもございますので、ぜひともよろしくお願いをしたい

というふうに思います。

次に、18歳以下の子どもへの10万円の給付が届かない事例もあります。それは、去年9月以降に離婚をされて、新たな養育者になったひとり親家庭に、子ども1人に対し10万円の給付がされておられません。10万円は元の配偶者に給付をされております。新たな養育者にも給付をしていくべきであるというふうに思いますが、その考えについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（牧野宏幸君） この子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、基準日であります9月1日以降、離婚などの理由により、新たに対象児童の養育者となっているにも関わらず、給付金を受け取っていない方にも給付するように見直した旨、令和4年2月7日付で内閣府から通知がありました。

これにより、新たな養育者として申請をしていただくことで、対象児童1人につき10万円を給付することができることとなりました。本町といたしましては、2月24日に対象となる可能性がある方に申請書を送付いたしました。その対象児童といたしましては10人ほどであります。3月17日までに申請をしていただき、3月中に指定口座に振り込みをしていくという予定をしております。

この離婚等による給付につきましては、2月28日までが対処期間となりますので、今後は窓口での案内はもちろん、本町のホームページにも掲載をいたしまして、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。本町でも2月7日付で内閣府からのこういう通知があったということでございます。

私も今回、質問の通告内容を考えているときに、衆院予算委員会で総理が離婚後の新たな養育者への給付改善を表明しておりましたので、この辺については本当にありがたかったかなというふうに思うところでございます。

それから、対象者は本町では10人ほどを予定しているということでございます。3月17日までに申請をしていただくという、これが給付をする人の期限かなというふうに思っておりますので、ぜひともその対象者への周知だとか、漏れのないように給付を進めていっていただきたいというふうに思うところでありますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

それから今、部長言われましたように、これは2月28日、今日ですね、今日までに離婚したひとり親に給付ということでございますので、その辺についても丁寧に申請の周知をしていっていただきたいというふうに思います。

それから、既に元配偶者に支払った10万円というのがあるかというふうに思いますが、その後、取扱いについてはどのようなことになるかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（牧野宏幸君） 国からまいりましたQ&Aによりますと、元養育者に対して既に支給された給付金等については、適正に支給されているものであるため、返還

を求めることは考えていません、とあります。とはいうものの、二重にもらっているかという御意見もございます。

新たな養育者に申請していただく際には、元の養育者から給付金の一部でも受け取っていたり、児童のために使われていたりした場合には、その金額をこの10万円から控除して請求していただくというふうにしております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。Q&Aのほうでもそのように細かい指示があったということをございます。

本当に、新しい親権者は養育者が申請するときに、幾ら聞いてもなかなか難しいのかなというふうに思うところをございますが、しっかりとした整備というか、国のほうの指針に合わせてやはり申請・給付をしていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、児童手当の仕組みを利用する対象者は、2022年3月31日であります。同級生は、4月1日生まれまででございます。対象者を4月1日生まれまでとする自治体もございますが、現況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（牧野宏幸君） この給付金につきましては、児童手当の仕組みを採用しておりますので、申請時の対象期間も令和4年3月31日生まれまでとなっております。4月1日生まれにつきましては、議員仰せのとおり、3月生まれと学年では同級生となりますが、児童手当におきましては3月生まれの児童は4月分から、4月生まれの児童は5月分からというように、生まれ月の翌月分から支給となります。

この児童手当の仕組み、国の制度どおりではなく、市町村独自に令和4年4月1日生まれまでを対象期間としている自治体は、西三河9市では碧南市とみよし市の2市であります。近隣の岡崎市、西尾市、それに蒲郡市は、国の制度どおり3月31日生まれまででありますので、本町におきましても、国の制度どおりに給付してまいります。

とはいうものの、コロナ禍が長期化し、まだ先が見通せない状況には変わりございませんので、この4月1日生まれの新生児、それ以降に生まれてくる新生児に対しましては、本町独自の給付金であります新生児特別給付金をさらに1年延長することで、引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。本当に、何度も児童手当の仕組みを活用しているかなということ言われておるわけをございますが、やはり1日までは同級生でございますし、またそれを碧南市とみよし市は、独自でやはり4月1日までということで支給をするわけをございますので、やはりその辺については本町も考えていっていただきたいというふうに思います。

それと、1人5万円の申請特別給付金というものがございますが、やはりこれと国の子育て世帯への臨時特別給付金とは違いますので、やはりこの辺についてはしっかりと考え方を持っていただきたいというふうに思うところであります。

何度聞いても児童手当の仕組みを活用してということをよく言われますが、やはりこ

の辺についても、本町独自で子育て世代を支えていく、また親の生活も支えていく、子どもに分断をさせないという、そういう思いでやはり私はこれも、きちんと対象にすべきだというふうに申し上げておきたいと思いますが、再度答弁をお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（牧野宏幸君） この1人10万円の臨時特別給付金につきましては、あくまで国の制度どおり行っていくことを考えております。といったことでその代わりということではないんですけれども、この本町独自の給付金であります新生児特別給付金ですね、これを1年間、次の学年まで活用していただくということで、支援していきたいということで、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 12番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、伊澤伸一君の質問を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今議会に提出された、令和4年度当初予算案を性質別に見ますと、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費は76億2,000万円で、昨年よりも4億2,000万円増えています。これに物件費や補助費など、義務的経費に近い経費が93億8,000万円となっています。そして、投資的経費である建設事業に23億7,000万円、合わせて194億円と過去最大の規模であります。

一方で税収は、6億円強の増収を見込まれているものの、収入不足を補うために貯金にあたる基金からの繰入れを、昨年よりも1億4,000万円多い13億8,000万円取り崩し、地方債を5億1,000万円借りることで収支が合わされています。財源の1割近くを借金と貯金の取り崩しで賄うことになります。

基金残高は、年々減っています。今の手法で財政運営を続けると、基金がゼロ円になったときには、予算の1割を借金しなければ成り立たないことになるのは、自明の理であります。

義務的経費は、人員整理を断行するとか、福祉水準を大幅に引き下げるとか、住民生活への影響を伴わずに減らせるものではありません。基金に残額があるうちは、不足分を基金から繰り入れて、帳尻を合わせる財政運営の仕方を非常に危惧しています。

財政の基本は、入るを量りて出ざるをなすと言われていています。収入の見込みが確定したら、それに合わせた支出としなければ財政破綻が起きると、短い言葉で言い表したものであります。その観点から、当初予算案に盛り込まれた事業のうち、事業の必要性、費用対効果、そして何よりも重要な公平・平等性が図られているか、正してまいりますので、明快な御回答をお願いします。

まず最初に、必要性和費用対効果の観点から、機会あるごとに問題点を指摘してきま

した、空き家利活用事業についてお伺いいたします。

令和3年度当初予算に改修費が盛り込まれ、多くの問題点が指摘され、全会一致で慎重に取り組まれるように附帯決議が付けられた、いわく付きの事業であります。この事業に1,150万円が計上されています。使用料収入は18万6,000円、大幅な支出超過であります。単純な収支のみで判断することが正しいとは思っていませんが、超過分に見合う町民の直接・間接的な利益があると判断されれば、町民も納得されると思います。

予算額1,150万円のうち、賃料など毎年必要な経費は820万円でありますので、改修費を含めた10年間の総事業費は1億1,000万円以上になります。ランニングコストに年間820万円もかける必要があるのでしょうか。まずお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 年間の必要経費といたしまして、約820万円ということでございます。そのうちの半分以上を占めますのが、現在予算を計上させていただいております施設管理費ということになっております。

それでこの金額が大きな額を占めるわけでございますけれども、当初このテレワークですと、コワーキングスペースという活用も考えたときに、常時管理する者がいなければ事前予約等をせざるを得ないという、そういった利用勝手が悪いのではないかということ、またセキュリティですとか防犯対策の面からも管理の方に常駐していただくということで、この費用を予算計上いたしております。

また、先ほど答弁もさせていただきましたが、この施設が地方創生ということで、今後幸田町の人口もさらに増加をして町の活性化を図るために、この施設も交流人口・関係人口から定住者を確保していきたいという、そういった地方創生としての施設の位置付けを考えておりますので、今回このような金額になっております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 同じような施設で、指定管理者で管理をしている高齢者ふれあいプラザがございます。こちらの年間指定管理料が350万円です。それと比べると、賃料を除いても非常に高いように思われますが、精査をよくされた結果でしょうか。お答えください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） この金額につきましてでございますが、町の管理をしております他の施設の施設管理費を参考にいたしまして、予算の計上をいたしております。ただ今回この金額にあたりまして、議会の会派の方からも御意見を頂戴しておりまして、現在この施設管理費の予算はこの金額を少しでも軽減するために、シルバー人材センターの方との調整を、シルバー人材センターにお願いをしたいというふうに思っているわけでございますが、この方々とも調整をさせていただいているところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） そういう検討は、やはり予算に上げる前にやっていただけるべきだというふうに思います。最小の経費で最大の効果を得るように、検討されるのは当然な

されなければならないことをございます。財政担当部局でございますので、そこがそういうスタンスがないというのは、大変残念でしかありません。

公金意識が欠如をしているとしか、言いようがないように思います。議案になるまでに、誰もが高いんじゃないかという指摘をする者がなかったのでしょうか。お答えください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） この金額に関しましてですけれども、先ほど申し上げたとおり、町が管理をしております他の施設を参考にいたしまして、予算の計上をさせていただいております。ただこの金額が、決して安いというようなことは思っておりません。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） こういう施設、補助金をもらってしまったもので常駐しないといけないとか、いろんな条件が余分に付いてきておるわけでありまして。地元の集会施設などは20数万円の管理料でやられております。そういうようなこともお考えなさるべきじゃなかったかなと思います。

本件について、関係書類の開示請求をさせていただきました。所有者の方は、固定資産税が払えれば、それ以上は要求されていないということがわかりました。それを町が古民家としての価値があるということで、町を信じて協力されてきた所有者にも、莫大な投資をさせたと思います。多大な迷惑をかけてしまったのではないのでしょうか。お答えください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 所有者の方に大変御迷惑をおかけしてしまったのではないかとということでございます。昨年度の新聞報道から、所有者の方に大変心配をおかけしていることというのは、大変心苦しく思っておるところでございます。

この所有者の方に関しましてですけれども、町のほうから今回、地方創生ということで、この古民家の利用をお願いしたものでありまして、幸田町のほうへ貸していただけるということに関しまして、決してもうけようとかそういったことではなく、ふるさと幸田町へ貢献できればという思いからお貸しいただいているものでございます。

ただ、しかしながら既にこの物件に関しまして、躯体工事に所有者の方が多額の資金を投入されておられます。そういった点では、この方にも不利益とならないように、御自身が投資した分は回収されたいという思いも、所有者の方にもございますし、町としてもそういったことに関しましては、適正に対応させていただかなければいけないというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 賃借料について、我々の質問に対して、町の基準で算出すると言われながら、鑑定を取って価格の増加を反映するとも答えられてきました。今、答えられたとおり、所有者の方は、赤字にならなくて固定資産税が払えるならいいと言われておると。そういうふうに正直に最初から言うのであれば、もう少し早い段階でもっと良い方法が考えられたかもしれせん。

議会は1年間だまされ続けてきたような気がいたします。いかがでしょうか。お答え

ください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 議会の皆様には、常に真摯に対応させていただいてきたという思いでございます。しかし、そのように受け止められるということでありましたら、私の説明力の不足でありますので、大変申し訳ございません。

当初から、建物の賃料につきましては、本来算定をするのにあたりまして、前年度の固定資産評価額ということに基準としてはなっておりますが、その基準に基づきまして、この所有者の方が投資をしておられますので、再度不動産鑑定の評価をした上で、この額を算定基準といたしましてということで、御説明を申し上げてきたというふうに思っております。

以上です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 不動産鑑定が提示をされていた金額に至らなかった場合、これは所有者の方、それで納得をされたんでしょうか。赤字になってしまう、そのことを納得の上で進められたのかどうか、それをお伺いしておるわけであります。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 不動産鑑定につきましては、所有者の方の躯体工事が終わってから鑑定をさせていただいております。11月に結果が出ておりますけれども、それまで幾らになるかということは、町のほうでもわかりませんし、また所有者の方も幾らになるということは承知はしておられなかったです。ただそれで良いということで、御了解頂いております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 10年間で投資が回収されなかった場合、大変な争いに発展した可能性があるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 所有者の方とは、誠意を持って対応させていただいておりますので、今後も貸していただくにあたりまして、誠意を持って対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 本当に、誠心誠意、どちらかと言えば協力的に応じていただいた方でありますので、誠心誠意対応すべきというふうに思います。

それで、今の町長になられましてから、借地トラブルにより借地の契約に基づいて原状回復して返還したケースが、私の承知しているうちでは3件あります。ハピネス・ヒル・幸田、それから鷺田住民広場、須美ゲートボール場、これについては原状回復に要した工事費と代替施設を整備するために要した費用が幾らか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まずハピネス・ヒルについてでございます。ハピネス・ヒルにつきましては、調整池のある部分が土地返還請求がございまして、それに基づきま

して新たな調整池を造る必要に迫られました。そういった関係から、公有財産を取得し、新たな調整池を造りながら原状回復をしたというところがございます。そういったもろもろの附帯経費等含めまして、2億3,000万円ほどかかっているところがございます。

○議長（足立初雄君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（牧野宏幸君） 鷺田住民広場につきましては、令和2年度に旧住民広場の原形復旧工事を実施して、地権者に返還し、そして令和4年4月1日新たな住民広場の開設に向け、現在整備工事を進めているところであります。

旧住民広場の原形復旧に要した工事費につきましては2,564万円、一方、新住民広場の整備につきましては、用地購入費も含めまして1億2,626万円、これ以外に新住民広場の駐車場の整備といたしまして、用地購入費も含め2,542万円を要しております。

まだ今後の予定といたしまして、駐車場のアスファルト舗装を令和4年度に予定しております。これを合わせますと、総額で1億8,700万円ほどになるというふうに予定をしております。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 健康福祉部につきましては、須美ゲートボール場の借地、こちらのほうの解消を今年度行っております。原形復旧のみであります。972万円程度となっております。

以上です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 合わせると4億4,000万円ぐらいになるのかなと思います。この借地契約をしたときには、将来これほどの負担が発生するという事は想定もされていなかったと思います。

この教訓から学べば、原状回復条項は後世に多大なリスクを負わせるものではないでしょうか。しかも、この場にいるほとんどの方が10年後には退職されていると思われまます。責任を問いたくてもできない、これでは余りにも無責任なことにならうかと思ひます。

この空き家問題は、手掛けたものが最後まで責任を取るべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） この空き家ですけれども、現在10年間の賃貸借契約を結びたいというふうに考えております。その契約の満了後といいますのは、先ほども原状回復、復旧というようなことも費用がかかるということもございますが、原状回復して返還をするということ、またその時点で契約の更新をさせていただく。

また現在は、所有者は町のほうに売買をするという御意向はございませんけれども、今度需要が見込まれるという皆さんがこの施設をさらにとということであれば、町のほうで買取りといった、そういったことも考えられるわけですが、きちんとこの責任、10年後というのは私自身もこの場にいないわけですが、きちんと将来そういつ

た禍根を残さないように整理をしておきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 借地の関係については、今、お話のあったとおりで異論はございません。今お話のありました、鷺田も須美も、かつてそのときの状況のことを考えると、それぞれの関係者、責任者の方が大変苦勞された上でやった事業だと思われませんが、それが経過した段階になると、やはりそこに書いてある文章表現だとか、口約束的なところも多分にあったと自分も思いますが、今のお話、企画部長が答弁いたしましたように、それぞれの契約内容等をしっかりと引き継いでいくような形で、またそれを監視していただくような状況で、書面等も整えてまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 現在の建物状況を見ますと、原状に復旧して返すということは100%あり得ません。外建具も外してきます、それから床も外します、それから出入り口の構造物、全部外してお返ししますと、そんなものを受けられるときは壊される時です。それ以外のときはありませんので、私はそういうあり得ないものを第一にして契約すると、そのことを問題だと言っておるわけでありますので、よろしくお願いをいたします。

この件については事業の必要性、それから活用方法も二転三転としております。地元の人たちもあまり良いイメージを抱かれていない人もおられます。所有者も町の暴走に巻き込まれた、ある意味では被害者の気がいたします。

この過程で、町が行うと決定されたプロセスで、よくわからなかったので文書の開示を要求いたしました。重要な役割を果たしたと思われる職員の決裁文書の開示を求めた、そういう文書は存在しておらんという回答でありました。こんなことは絶対にあり得ません。森友の幸田町版のような気がいたします。これは真摯に、やはり情報は開示をしていただきたいということを申し上げて、次に大きな視点の、二つ目の公平性の問題について問います。

集会所の整備につきましては、幸田町地区集会施設整備費補助金交付要綱に基づいて運用をされております。本年、最終改正されておりますので、理事者の皆さんは内容をよく御存じだと思います。

各区1施設を主要公共施設として指定され、修繕費用の9割以内で最高1,000万円を町が負担することになっています。それ以外の公共施設修繕の負担割合は、7割から8割を町が補助をするというふうになっております。

主要施設には管理委託料が、規模に応じて年22万円から30万円の間で交付されています。維持管理費と備品費用は地元持ちで、エアコンもこれに該当します。令和2年度には、6施設に対して負担金として1,270万円、その他集会施設の補助金130万円が交付されています。推測で物を言うのは正しくないかもしれませんが、地元は少なくとも200万円くらいの持ち出しがあったんじゃないかなというふうに思っておるわけであります。

4年度予算に、集会施設整備として、逆川集会施設、旧甲田薬局改修が計上されています。3年度で実施をされた久保田コミュニティについては、関連予算が計上されてお

りません。まずこのことについて、理由とそれから実施設計でやられた積算工事費を教えてください。また、積算の工事費でございますけれども、4,800万円を見込んでおりました。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、来年度予算が計上されていないというお尋ねでございます。久保田コミュニティホームの増築につきましては、御指摘のとおり、令和4年度に着工する計画でございました。が、新年度予算編成にあたり、町全体としての総合調整の中で、今回は予算化を見送るということにしたところでございます。

また、積算の工事費でございますけれども、4,800万円を見込んでおりました。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 実施設計を組まれると、速やかに行わなければ予算の組み替え等でまた余分な費用が発生いたします。もう実施設計は手付金のようなものですので、確実に着工のプロセスと合わされるように、これからは合わされるべきだというふうに指摘をさせていただきます。

それから次に、旧甲田薬局改修費が900万円が計上されております。これは町が改修しなければならない理由をお答えください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 甲田薬局の改修の件でございます。通常、地元が使用する公共施設を整備する場合は、その地元が整備主体となり町が負担金を出すということになります。今回のケースは、元々たまたま町が所有し、特に使用する予定もなかった旧甲田薬局の建物を、地元の幸田区の御要望に基づき、予定としては町所有の公の施設であるコミュニティホームの位置付けで使用に供するものであるという予定でございます。

したがって、現在、建物自体は中古ではございますが、コミュニティホームとして新たに整備をし、新たに地域住民の利用に供するというところでございますので、その初動にあたっては町が設置主体として整備をし、スタートを切るという考え方でございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 各地区1カ所の主要施設が指定をされております。幸田区にはもう1カ所、これを主要施設として指定をすると、そういうことになるのでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 幸田区の現状における主要施設というのは、老人憩いの家があるかと思えます。これに加えて、これを主要公共施設にするということは、特に考えておりません。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 主要公共施設以外は、先ほども私が申し上げましたけれども、7割から8割の上限での負担が原則だと思います。ただで貸してあげるのは空いておるんだから貸してあげればいけれども、ただその後のことは町の施設として全部やっていくというのは、これは公平性が保たれるのか。そのことを私は、お伺いをしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 主要公共施設であるか、それ以外であるかということとはともかく、幸田町公共施設の管理事務委託に関する要綱におきまして、先ほど議員御指摘の主要公共施設については90%以内で限度額1,000万円だと。それ以外については、201世帯未満の場合ですけれども、限度額1,000万円だよと、いう決めでございます。

それと理屈が合わんという御指摘かと思うんですけれども、この決めについては、主要な構造部分、壁だとか屋根だとか床だとか、に関する修繕に対することを規定しておるということで、先ほど申し上げましたように、今回は新たなコミュニティホームという位置付けを新たに、新たに利用に供するという点においては、元々の建物を修繕ということではなくて、新築的な位置付けで、まずは使える形で町が整備をして、スタートを切るという考え方をさせていただいております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今の答弁ですと、決まりがくちゃくちゃになっちゃう気がするんですね。これはやはり、平等がまず一番大切だと思いますので、それを重点に考えていただかないと、やはり秩序が乱れて、幸田町が不平不満だらけの町になってしまう、そういう恐れがありますので、それは注意をしていただきたいと思います。

それでこの元となったのが、まちづくり会館の解体であります。この解体工事費が済んだわけではありますが、こちらを耐震改修をしたとしたら幾らかかったのか。その辺についてお答えください。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） まちづくり会館におきましては、木造住宅の耐震診断を実施しております。この報告書には、耐震改修工事費の目安の欄がございまして、この金額は407万円から657万円となっております。

ただ、もう少し説明をさせていただきますと、この耐震診断の結果報告書、判定値は0.22でありました。これは、0.7未満は倒壊する可能性が高いという基準などの0.22でありまして、なおかつ所見欄も、壁の量も有効な壁の量が不足している。金物についても、柱と土台、柱とはりの接合金物が不足している。基礎についても、地震時に基礎が曲げ破壊する可能性があるということで、正直申しまして、この耐震診断結果報告書を見て手前共は、この建物は補強に値しない、取り壊すしかない、そのように判断いたしました。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） これによって、本件の900万円が発生をいたしました。そしてそこにおった国際交流協会を、豊坂支店の後の多文化共生施設、そちらに今2,600万円が工事が進められております。合わせると3,500万円、私はこの3,500万円と比較検討されたかどうか、それをお伺いをしたいところであります。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、まちづくり会館の取り壊しにつきましては、建設部におきます事業の推進の中で進められたこととございます。その事業の中で、町が購入いたしました甲田薬局については、総務課が所管となるというかそれ以前に幸田区が利用の

要望をされましたので、その地元の御要望にお答えすべく、それではあの建物については総務課が所管をして、地域コミュニティのために使っていきたいと思いますということで始まったのがきっかけでございます。

その際に、今回改修費で900万円をお願いさせていただくわけでございますけれども、私共が施工しようとする金額と、元々のまちづくり会館の関係の費用というのは、すみません、私共の資料が甘いということもございまして、特にそこら辺を比較して私共の事業を進めたという経緯ではございません。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 後からまた、調整監は教えていただければ結構です。全体が3,500万円との比較の話は結構です。

それで今、先ほどの話で、コミュニティホームとして貸与していくんだというお話がありました。これ、維持管理費は誰の負担になるわけでしょうか。その考えをお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 通常の光熱水費等、供用開始後の施設の維持管理に必要なランニングコスト等につきましては、町が地元を支払う予定であります管理委託料のうちで、対応をしていただく予定であります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 管理委託料を払われるということが、それって公平ですかね。私共の、野場の場合ですと、管理委託料を頂いておるのは老人憩いの家だけ、後は各地区に集会施設を持っております。

それは、皆さんがお金を出し合って、建てて、それからランニングコストも出してあります。そのための費用負担もやっております。ここだけどうしてそういうふうな扱いになってしまうのか、そこの違いを説明してください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ここだけと申しますか、例えば野場さんの場合は、主要公共施設として野場老人憩いの家があると。後は実行組合ですかね、地区地区の、地区集会施設という地元持ちの施設があるということで、町からの管理委託料が交付をされておるのは、野場老人憩の家だけであるかと思えます。

管理委託料については、同じ地区にある集会所のような施設にしても、町が所有者である公共施設については、一つ目二つ目に対して管理委託料が支給をされておるのは従来からのことで、今回の甲田薬局につきましては、整備後、コミュニティホームの位置付けの条例改正をさせていただいて町の公共施設としての位置付けを与えた上で、管理委託料を交付するという予定であります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 条例に位置付けるというふうにおっしゃられました。町がコミュニティ施設をするなら、そうでなければおかしいと思うわけでありませうけれども、それが本当に、この小さな、施設的には小さな施設であります。はっきり言うなら、ツツジ会館でも、それから中央公民館の会議室でもやれるぐらいのスペースのエリアだと思いま

す。

そちらのほうでは対応できないのでしょうか。そういう検討というか、そういうあつせんをされたかどうか、お聞かせください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員が言わんとされることは理解するところでございます。本件については、ほかに現状の施設で代替利用で十分じゃないかという考え方は、確かに一つあるかと思えます。

しかしながら、幸田区においてはコロナ禍になる前、私共が全区を順番に回って行って、地区懇談会をやっておる中で、今の老人憩いの家以外に幸田区内において集まれる場が欲しいというような御要望も頂きました。その段階では、特に適当な、思い当たる施設がなかったものですから、具体的なことは考えていなかったわけですけれども、今般の事業の中で、甲田薬局を期せずして町が購入をしたと、取得をしたという状況の中で、それを使わせてほしいという御要望を幸田区から改めて頂いたものですから、何とかそういう地元の御要望にお答えをしたいということで、やらせていただいたということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 地区懇談会、私も地元の地区懇談会には出させていただきました。そのときに要望しなかったのが、我々はいかんと、こういうことになってしまう。私共は、じゃあ地元の施設、町に寄附しますからこれを改修してくださいよと。それでコミュニティ施設として位置付けていただくのは構いませんと、そういうふうになってきたらどのように対応されるのか。

先ほども言いましたけれども、何かくちやくちやになってしまいそうな気がしますので、この件については、やはり公平性、それから不平等だという声が各所から出てくる可能性がございますので、このような公平性を損なう恐れのある事業は、一旦中止されるべきではないかと。

それでこの平等性、要望があったからここだけやるというのは、これは行政のあり方として間違っている、次にまた同じような要望が出てきたときにはそのように対応しますよという、その基準が明確にされるべきだと思いますが、まずそういうふうな考えで、とりあえず公平性を損なう恐れのあるうちは、一旦中止すべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 要望しなかったところが悪い、要望したところのしたもん勝ちだという考え方は持っておりません。少なくとも、御要望を頂いたところに対しては、その御要望に対して町政としてやれることはやってあげたいという姿勢は持っておるところでございます。

そして、その町の姿勢は御理解頂けるものと思えますけれども、そんなことばかりやっておったら不平不満が出るという御心配を頂いております。それについては私共も、考えるところはございます。この地区集会施設についてちょっと整理させていただきたいと思えますけれども、行政区等が設置をいたします地区集会施設、昔、2種と言って

おった小規模の施設でございます。

これについては、これを増築する場合、増築とか修繕ですね、は幸田町地区集会施設整備費補助金交付要綱というのがございまして、それに基づいて補助金交付をして町として対応をすると、補助金対応ということでございます。

一方、先ほどの久保田のコミュニティホームみたいな増築ですね、行政区のため、久保田のコミュニティホームもだし、今回予定をしております旧甲田薬局の跡地、新たに、名称はわかりませんが、仮称甲田コミュニティホーム的なもので、町が設置するもの、公共施設は昔は1種施設と言っておったものでございますけれども、この維持にかかる修繕については、先ほども申し上げましたように幸田町公共施設の管理事務委託に関する要綱に基づき、町が負担金を交付する、地元が発注をしてそれに対して負担金を交付するという形でやっております。

それで今日、各地区の公共施設、町が所有権を持っておる施設における課題として、建設当時の施設に対する考え方や、その維持に係る町の関わり方が今の時代に合っていないことから、利用や管理に支障を来しているということが聞かれることがあります。特に小さい区なんかは、増築したいんだけど、改修したいんだけど、地元負担が払えないというような訴えも聞くことがございます。

本件の機会に、議員御心配頂いておりますとおり、今後各地区の公共施設等の対応について、不平不満が出ないように、より適正な維持管理、運営手法等について、各区の御意見も伺いながら、検討・整理をしていくということは、総務課でも考えておったところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 時代に合っていないというのもわかります。それから小さな地区になればなるほど、1人当たりの負担が高くなる、これも理解できます。そういう上での、みんなが納得できるルールを先に作るべきだというふうに私は言っておるわけでありまして、それができるまで、これはしばらくお待ちなさいということでもあります。でないと、まず今回の工事を聞きまして、工事の改修、それからエアコンだという話です。これって普通は、地元がやる範疇の内容だと思います。これを町がやってあげる、そういうふうには受け止められてしまう。

僕はこれは、居抜きでそのまま貸してあげて、おやりになるのはあなたたちが自由にやっていただいて結構ですよと、ただ外のブロック塀は耐震上問題があるので、それは私共が先に取り壊しします、後はあなたたちが好きなようにしてくださいと、僕はそれでいいと思うんですね、この件に関しては。これは今、私の意見を申し上げましたので、検討されるということでもありますので、将来のあり方ですね、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

次に、長嶺北部地区福祉医療ゾーン構想についてであります。

こちらにつきましては、長嶺北部地区にこだわらない考えが示されました。そして今後3年間の実施計画にも、事業費は掲載されていないというふうに伺っております。これはいつまでに最終判断をされるのか、お答えを頂きたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 本件については、令和4年度中に現計画の見直しプランをまとめてまいります。関係機関・地元の協議を進め、ボーリング調査等の委託成果、そして私が注視しておりますのは、東山の工業団地用地開発の状況、これも勘案し、令和4年度中に現計画の見直しプランをまとめてまいります。

これをもって一定の判断をすることになりますが、これが最終判断になるかにつきましては、まだお答えできる状況にありません。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今の、このまま先送りしていくということについては、医療福祉圏域の関係者、それから愛知厚生事業団、地元住民など、関係者に迷惑をかけるだけになると思います。

引き延ばした上で、やはり長嶺ではだめだということでは、幸田町の対外的な信用は失われます。一度付いた悪いイメージは簡単に払拭はされませんので、既にもう結論を出すべき、タイムリミットに来ていると思いますが、いかがでしょうか。重ねてお伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 本事業には、様々なリミットがございます。まず介護老人保健施設については、第9期計画期間中、令和6年から令和8年でありますが、この整備完了を目指して進めておりまして、そのために西三河南部東圏域、保健医療福祉推進会議のほうからは、令和4年の7月の事業者決定が一つのリミットとして示されております。これを延ばしていただいて、8期中の令和5年度末まで延ばしていただきたいと思って協議を進めておるわけですが、こういったリミットが一つございます。恐らく、西三河南部東圏域への説明を、この夏には行うことになろうかと考えております。

愛知県厚生事業団のほうも、令和3年から7年度、厚生事業団の計画期間とした、経営計画期間中に改築のめどをつけたい、これが希望でありますので、そういった意味でも時間的な制限がある、このようには意識をしております。

しかし、今の段階ですぐに結論を出す、そのような状況ではなく、今の説明しました状況を勘案しながら考えていきたい、このように考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 先ほども言いました、悪いイメージは付いたら大変だよと。一生懸命ロケツで名前を売ったら、ああ、あの変なことをやった幸田町ねと、こういうイメージになっちゃいがちなんですね。岡崎がそう、名古屋市がメダルを市長がかじったら、ああメダルかじりの名古屋市かと、こういうふうな悪いイメージが付いちやいますので、そういうことにならないように、ぜひ対応をお願いをいたします。

それから、商工会への職員の派遣の給与費と思われる増額が、給与費に盛り込まれております。この商工会への派遣職員は、定数に含まれるのかどうなのか、お答えください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今のお尋ねにつきましては、12月の定例会の質疑においても

同様のお尋ねを頂きましたけれども、今回の商工会への職員派遣については、定数外という位置付けをしております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 幸田町が幸田町の予算で、幸田町の会計から給与を支給する。その職員が定数外という、その根拠は通知ですとか条文解釈のところで示されておるんでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 定数外にしたというのは、幸田町職員定数条例第3条におきまして、休職中の職員及び国または他の地方公共団体等に派遣されている職員は、第2条の規定する定数のほかとするという決めに基づいて、ほかとするというものでございます。

それで、なおかつ給料が町から支払われるじゃないかという点での御指摘かなとも思っています。その点については、広域的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条の規定によりますと、派遣職員へはその派遣期間中、給与を支給しないというのが、議員御指摘のとおりでございます。

ということですが、同条の第2項において、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が、地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務、もしくは地方公共団体の事務もしくは事業を補完し、もしくは支援すると認められる業務にあって、その実施により地方公共団体の事務もしくは事業の効率的もしくは効果的な実施が図られると認められるものである場合には、地方公共団体は前項の規定に関わらず、派遣職員に対してその職員派遣の期間中、給与を支給することができるというふうに規定されているものですから、それをもって対応させていただくという予定であります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 本件について、職員定数は条例で定めることが法で決まっております。それが意図的に、中だよ、外だよで、そういう恣意的な取扱いがされないように、法律で決まっておると思われます。この件については、総務省に一度照会をしていただいて、その回答をまた教えていただきたいと思ひます。私の勘違いでないことが確認されれば、それはそれで私は構いません。

それでこの件で、私が大変心配しておるのは、職員は今とても疲れ切って、士気が下がっておると思ひます。スーパーシティ構想は岩盤規制に向かつていく姿勢が高く評価されたと言われましたが、ここまですべてで終わりだと思ひます。

都市計画法、農地法、農振法、まとめて一緒に穴を開ける、こんな岩盤に穴を開けたらマントルまで届いてしまひます。間もなく採択の通知が来ますので、そこで一度見た夢を諦めて、リセットすべきと考えます。

スタートアップ研究所も、三ヶ根コミュニティに置く必要はありません。職員を本庁に戻し、コロナ対策や疲弊した職場に配置をすべきと考えますが、お考えをお伺ひをいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） スタートアップ研究所につきましては、議員御承知のとおり企画部の所管でございますけれども、職員配置という観点でのお尋ねと思ひまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

スタートアップ研究所につきましては、三ヶ根駅エリア未来工房内で常駐することで、三ヶ根駅エリアのまちづくり、支援の中心的役割を担うと共に、地域の声や実情を把握することができるため、大変有効な組織というふうに町としては認識をしております。地域密着で、柔軟な機動的まちづくりの実践支援として、今後も機能を発揮し、理想的なスタートアップが期待できる、大変重要であるというふうに考えておるところでございます。

その認識の元に、当初から町としてはスタートアップ研究所、三ヶ根のところに職員を配置しておるところでございます。今後ともその考え方が変わらない間は、当面は現状どおり、職員を配置させていただくという考え方を要する予定は今のところございません。また職員のコロナ対策に係る体制への心使いについては、ありがたく受け止めさせていただきます。全体としての配慮はしていきたいと思ひます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） やはり何が今必要なのか、それを考えていただいて、そういう体制を敷いていただかなければいかんというふうに私は思ふわけでありませう。2年間かけてスタートアップ、しっかり起動しなかつた、それでまたその1丁目1番地に置いておつたスーパーシティがだめになる、そういう機会ですので、これはぜひ一度検討をしていただきたいというふうに思ひしております。

それから、テラスセンター24については、別棟3階に置くよということ、今年基本設計が行われました。これが実施設計に移られていないわけでありませうが、このことについて私は別に悪いことだとは思ひおりませう。このテラスセンターを増築棟の3階にするという話を私は伺つたときに、とてもびっくりしたわけでありませうが、この3階で遊水池の越流を目視できるから、だから3階なんだよという説明を聞きました。

このテラスセンターは、閉庁時、この役場が開いていないとき、職員がいないとき、そのときに速やかに体制を整える、初動体制を担う組織だというふうに言われております。これをわざわざ最上階の3階まで持つていく、1分1秒を削り出すために、テラスセンター24時間体制で臨むんだというふうに言われたと思ひますので、そここのところはちゃんとそういう目線を中心に考えていただかなければやはり困るかなというふうに思ひます。

高いところから見るのは、ドローンの寄附を受けておられますので、ドローンはいろんなところに自由にいけます。テラスセンターの3階の建物をそこらじゅうに持つていくなんて、こんなことは不可能ですけれども、ドローンならどこでも、何かあつたときにできますので。僕はこの政策というのか、変更はこれは歓迎をします。3階に置くのは反対です。意味がありません。やめていただきたいと思ひます。

まだこれからのことですので、そういうふうなお考えがあるかどうか、まずお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） テラスの元々の設置の趣旨・意図・目的等については、議員よく御理解頂いておる、ただいまおっしゃっていただいたとおりでございます。この話をするにあたって、まずテラスの体制についてちょっと確認をさせていただきます。

夜間・休日については、消防署の警防、第1、第2、第3グループそれぞれ、消防テラス担当というのを配置をしております、町民からの問合せ、不測の発災等に備えておるところでございます。それによって24時間対応しておるということでございます。まずそれを御理解頂きたいと思います。

それから今度はテラスの場所でございます。現在のテラス室、消防署の1階のところでございますが、ここは元々、災害において消防本部の災害対策室として使用すべく位置付けがされておった、旧通信室をテラス準備室として、令和元年度の中ばから仮使用させていただいているものでございます。正式なテラス活動スペースの確保が最終的にどこに行くかということで課題とはなっていました。

そんな中で今般、別棟にて消防本部の増設計画があり、基本設計が進められる中で、その3階にテラスの活用スペースを設けるという構想案を含め、現在調整中というところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 構想中ということでありますので、私も私なりの提案はまた折に触れさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

私の考えでは、この参議院選挙後にはふるさと納税を初めとした現行制度の見直し議論が活発化すると思われまます。町長は令和4年度、施政方針の結びで、町民の皆様の安全と安心を第一とし、限られた財源と資産を最大限に活用して、持続可能なまちづくりを進め「みんなで作る元気な幸田」の実現に向けて全力で取り組むと決意を述べられました。すばらしいお考えだと思っております。

釈迦に説法と思われるかもしれませんが、これを達成するためには、職員の知恵の活用と意見を聞くことも大切だと思います。上意下達だけでは人材は育ちません。モチベーションも上がりません。お亡くなりになられた前大須賀町長は、悪い情報は早く伝えるように言われておりました。そして、施策の結論の判断を町長に丸投げすることを、とても嫌がられました。そのことが職員の責任感と使命感の醸成になったと思います。

甘さと辛さが調和して、うまい料理となります。辛口意見も取り入れながら、しっかりとしたかじ取りを期待をしております。

以上で、質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。午後は、1時20分より会議を開きます。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 1時20分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、都築幸夫君の質問を許します。

3番、都築幸夫君。

○3番（都築幸夫君） それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、住民に安全安心なため池整備をというテーマで質問いたします。

近年の異常気象によりますたび重なる風水害や、東日本大震災、熊本地震などの大規模地震によりまして、甚大なため池被害が繰り返されております。平成30年7月豪雨では、西日本を中心としまして農業用ため池の決壊等による甚大な被害が発生いたしました。

こういったことから、災害防止を主な目的としまして、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が、平成31年7月に制定されました。本町ではこの法律に従いまして、現在、農業用ため池の整備が進められています。農業用ため池の管理及び保全の取組については、昨年6月の議会で、私は一般質問をいたしました。その後の状況から今回再度取り上げまして、質問してまいります。

まず、幸田町の農業用ため池の現状を把握したいと思います。幸田町には農業用ため池が幾つあるのか、ため池の数とため池によってどれぐらいの農地が受益を受けているのかについてお伺いします。

それから、ため池が決壊しますと、周辺の住民に被害を及ぼす恐れのある農業用ため池を、防災重点ため池と定義していますが、幸田町にはこの防災重点ため池は幾つあるのか、併せてお伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本町には、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく、農業用のため池は57池ございます。ため池ごとの受益地の重複を考慮せずに、単純に合計した受益面積は、幸田土地改良区が管轄する面積1,123ヘクタールのうち、約56%に相当する633ヘクタールとなります。

また、防災重点ため池に相当する防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づく、防災重点農業用ため池は45池になります。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 幸田町には、57の農業用ため池があること、そして受益面積が633ヘクタールありまして、全体の農地面積の56%がため池の恩恵を受けているということでもあります。幸田町では、ため池の役割は大変大きいということが理解できました。それと、防災重点ため池は、ため池全57池のうちの約8割、45池と多くあることもわかりました。

本町におきましても、国で制定された法律に従いまして、現在県と連携しながら、ため池の保全と管理に取り組んでいるわけですが、それではその取組の内容と進捗状況についてお伺いします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 防災重点農業用ため池として位置付けられた45池につきましては、順次劣化状況評価及び地震や豪雨への耐性評価を行った上で、能力不足が判明した池から優先度を勘案し、県が事業主体となる県営防災ダム事業により防災工事を実施しているところであり、これまで耐震不足とされたため池のうち、光明寺池、宝谷

池1号、宝谷池2・3号合わせ池の3池が耐震工事を完了している状況にあります。さらに今年度末には、石塚中池、石塚下池、及び会下池も完了する見込みとなっております。

町としましては、決壊した場合の浸水区域に公共施設や家屋等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池のうち、対策が急務であるため池の優先度に応じて、順次工事を実施していきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 幸田町では、農業用ため池の整備はしっかりと進められているということが理解できました。今後も順次工事を進めていくということですが、よろしくお願いたします。

次の質問にいきます。岩堀区に矢尻池というため池がございます。この池は、かつては農業用ため池として利用されておりました。今は、受益農地が市街地になりまして、農業用としては利用されていませんが、今も水は蓄えられまして、利用可能な状態のため池でございます。

縦約100メートル、横約50メートルで、貯水容量は1万立方メートルの中規模なため池でございます。このため池の堤防下には、岩堀区、大草区の約300戸の家が密集しておまして、堤防が決壊しますと大変な被害が想定されるため池でございます。

先ほど紹介しました、農業用ため池の管理及び保全に関する法律では、農業用ため池として提示されるため池でございます。しかも、決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設が存在しますので、人的被害を与える恐れのある、防災重点ため池に相当いたします。

昨年9月議会では、私は一般質問で、矢尻池は耐震化をやらなくて良いのかという質問をいたしました。これに対して、今は市街化になっていて受益農地がないため池なので、低水管理を進めるという回答でございました。決壊した場合に、人的被害を与える恐れのあるこのようなため池は、低水管理ではなくて堤体決壊による被害を防ぐための、防災工事を進めるべきではないのでしょうか。この点についてお伺いたします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 国は、ため池管理保全法の施行にあたり制定した、農業用ため池の管理及び保全に関するガイドラインでは、現時点において農業用水の供給のように供されていないため池であっても、利用し得る状態であれば法の対象とすることを示しており、堤体の決壊により周辺に被害を及ぼす恐れがあるため池については、必要な措置を講じることとしております。

町といたしましても、被災時の地域への影響を考慮した優先度に応じ、県営防災ダム事業を中心に防災工事を進めているところでありますが、万が一決壊した場合の被害が甚大な都市化が進んだ区域にある過去のため池につきましても、地域住民の十分な理解を前提とした上で、防災工事の検討を進めるべきものと考えております。なお、本町におきまして、これに該当するため池は、矢尻池のみと整理しております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） わかりました。矢尻池のような、都市化が進んだ区域にある過去の

ため池についても、周辺住民の理解を前提として、防災工事の検討を進めるべきとの考えであるということを理解いたしました。

それでは次に、農業用ため池の防災工事を進める場合ですが、どんなメニューがあるのかについてお伺いしたいと思います。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律を見てもと、防災工事には主に二つのメニューが挙げられています。一つは、堤体の決壊を防ぐ耐震補強工事であります。もう一つは、ため池の水を完全に抜きまして、ため池としての機能を廃止する廃池というメニューでございます。

他府県での施工事例を調べてみますと、平成30年7月豪雨で農業用ため池で甚大な被害を受けた広島県では、ため池の防災工事の方針として、現役で使われているため池は耐震補強工事、使われなくなったため池は廃池と明確に方針を示しています。

矢尻池の場合には、今、使われなくなったため池でありますので、広島県と同じように、廃池を選択するべきではないでしょうか。この辺をどう考えられているのか、お伺いいたします。また、廃池を選択した場合にどのような手法があるのか、併せてお伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農業用として使われなくなったため池は、適切に保全管理していくことが困難であることから、堤体を耐震補強した上で、引き続き貯水を継続することは適切ではないと考えられるため、要は貯水できないようにする、廃池工事を前提に検討を行うこととなります。

この廃池工事は、堤防の決壊によるため池下流の浸水被害をなくす観点から、ため池の貯水機能を廃止する必要があり、候補といたしましては、堤体をV字に開削して貯水機能をなくす開削廃止工法、あるいは池全体を埋め立てる埋立廃止工法の2種類が考えられます。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） わかりました。農業用として使われなくなったため池は、廃池工事が適切であるということ、そして廃池の手法としては、貯水できないように堤体を開削するか、池全体を埋め立てるかの二通りの手法があるということを理解いたしました。

もう少し具体的にお伺いいたします。廃池といいますが、ただ水を抜くだけでは湿地帯のように草が生えてきまして、人が入らないと草刈りなどの管理ができなくて困ってしまうわけでありまして、せっかくの広いため池の跡地ですので、何か住民が有効に活用できるようになればと思うのですが、例えば水を抜いた跡地を平地に整備して、子どもや老人クラブや地域住民の人たちが広場のように活用できるようになるといいと思います。

廃池の場合、ため池の跡地を具体的にどこまで整備してもらえるのか、お伺いいたします。それとこういった廃池工事には多額の費用がかかると思いますが、こういった費用は補助金でやれるのかどうか。その辺についてもお伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） ため池の跡地につきましては、開削廃止工法の場合は、水

が干上がって池の底が現れた状態までの整備、また埋立廃止工法の場合は、住民広場など、公共のように供されることを実施条件として、埋め立てた土砂をならずところまでの整備となります。

なお、どちらの工法にしましても、廃池工事は多額の費用を要することから、国及び県からの補助事業の形式で土地改良区等を事業主体とする団体事業の制度が設けられているというところでございます。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） わかりました。跡地利用は池底を利用するか、埋め立てて利用するか、二つのやり方があるということが理解できました。

それから、廃池工事の費用であります。国及び県からの補助金事業の形式で、土地改良区を事業主体とした団体事業で検討していただけるということで、理解いたしました。

今回の矢尻池のような農業用ため池の廃池事例ですが、愛知県のお市町でこういった事例があるのか。あるのであれば、紹介をお願いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 県のほうに確認いたしましたところ、現在4池で事業を実施中でありまして、完了した地区はないということであります。その内訳といたしましては、豊田市の一つの池については施工中でありまして、蒲郡市2池と田原市1池については、現在実施設計中ということであります。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） わかりました。愛知県では、現在4池での廃池が事業として実施中であって、既に豊田市で1池で施工中であるということであります。愛知県では、こういったため池の廃池の実績が、今できつつあるということであります。

それでは次の質問ですが、矢尻池を廃池で進めるとした場合、どんなスケジュールになるのか。そして進める上で、何が課題になるのかお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 廃池を進める場合の基本的なスケジュールということでございますが、まずはため池管理保全法に基づく各種手続、次に地域住民等関係者の合意、さらには幸田土地改良区を事業主体とする団体営事業等の事業実施、及び地元土地改良区による廃池整備後の跡地の維持管理という流れになります。

現在、矢尻池につきましてはまずは前提となる農業用ため池としての登録などの所定の手続を進めているところであります。なお、これらを進める上では、団体営事業等に移行する前の段階で、ため池を廃止することに関する地域住民の十分な理解や、事業を実施する土地改良区の合意が特に重要であります。

そして、廃池工事はその影響がため池だけにとどまらず、周辺地域における交通、雨水排水、景観などの住民生活の多岐にわたるところから、都市化が進展する本地域においては、地域による開かれた議論の元、廃池を含む整備内容に対する多様な住民の意見を集約し、合意形成を図ることが必要不可欠であり、これが大きな課題であるというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） わかりました。現在、矢尻池はため池登録の手続を進めているということでもあります。

そして、廃池で進める場合の基本的なスケジュールを今、示していただいたわけですが、その中で廃池を進める上での課題としまして、地域による開かれた議論の元で、廃池を含む整備内容に対して地域住民の意見を集約し、合意形成を図ることが必要不可欠であるということ、今理解いたしました。

以上、私の質問に対して、真摯に答えていただきましてありがとうございます。以上の内容の回答であれば、私は矢尻池は廃池で進めるべきと考えます。その理由を整理しますと、矢尻池を廃池で整備した場合には、三つのメリットが挙げられると思います。

まず一つ目は、廃池の一番の目的であります、堤体の決壊によるため池被害を完全に防ぐことができるということでもあります。その結果、この池の堤防下の岩堀区、大草区の約300戸の地域住民の安全が守られまして、安心して暮らせるということでもあります。

二つ目は、ため池廃池後の跡地を、地域住民が広場として活用できて、いこいの場として有益に利用できるようになるということであるます。

三つ目は、以前からこの池近辺での要望がありまして、矢尻池の東側に隣接された大草区の狭い町道の拡幅工事という要望がございまして、これがしやすくなって拡幅ができますと、この地域住民の生活の利便性が向上し、暮らしやすくなるというメリットでございまして。

以上であります、町民にとっても幸田町にとっても、いいことばかりだと私は思います。今後はまず地域の合意形成が必要であり、これが重要課題ということでもありますので、こういったことをしっかりと進めながら、ぜひ矢尻池は廃池で進めるべきと考えます。

幸田町には、防災重点ため池は、ため池全57池のうち約8割の45池と、多くあります。今後、幸田町ではますます都市化が進んでまいりますと、こういった農業用ため池の廃池といったケースが出てくる可能性がございまして。今回の矢尻池の事例は、大変良い先行事例になるのではないのでしょうか。ぜひ、県が進める農業用ため池の廃池メニューを活用しまして、住民に安全安心なため池整備を進めていただきますようお願いいたします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） ため池については、大規模地震や豪雨による被害の多発を受けまして、耐震工事や洪水流下施設の増強、廃池などの防災工事が関連法の元、集中的に進められている側面がある一方、本来の機能である農業用水の供給のみならず、水辺空間としてのいこいの場や生物の生育の場の提供、洪水の調整、緊急時の水源等、多面的な機能を有し、地域にとって重要な財産である側面もございまして。

特に、都市化が進んだ地域におきましては、ため池を取り巻く環境が大きく変化することで、地域住民等関係者の合意に向けた様々な意見集約が難しいところではありますが、矢尻池の取組が都市化が進んだ地域における先駆的な事例となるよう、県からの助言を

仰ぎながら、また県の廃池メニュー等を視野に、安心安全かつ周辺住民の方々から喜ばれる形での整備の検討を、鋭意進めてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 県の廃池メニューを活用した、ため池整備の検討を進めていただけるということでございます。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。通学路横断歩道の安全対策について質問をしてみたいです。

昨年6月に、千葉県八街市で下校中の小学校の列にトラックが突っ込み、5人が死傷するという悲惨な事故がありました。昨年12月25日の中日新聞によりますと、この事故を受けまして、全国の小学校の通学路を緊急点検した結果、危険箇所は7万2,000カ所ありました。また、岸田総理は、子どもの命を守るべく政府一丸で取り組むと述べられ、来年の2023年末までに危険箇所の解消を目指すと言われました。今、国を挙げて通学路の危険箇所解消の取組を進めている状況でございます。

これを受けまして、幸田町でも通学路の危険箇所解消の取組を進めています。そこで、今回は特に、通学路となっています横断歩道での安全対策を取り上げて質問してみたいです。通学路での道路や歩道などの危険箇所では、ガードパイプやグリーンベルト等、いろんな道具を使って守ることができますが、道路を横切る横断歩道では、守る道具がないわけでありまして。安全対策が難しくなっております。

そこで質問であります。町内に通学路となっている横断歩道は何カ所あるのか。そしてその中で危険箇所となっている横断歩道は何カ所あるのか、お伺いします。併せて、そういった危険箇所の横断歩道の安全対策は進んでいるのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 通学路の安全対策の横断歩道に関連する部分での御質問でございます。町内の指定された通学路には、横断歩道は現在135カ所存在しています。その中で、昨年7月に実施いたしました通学路危険箇所調査によりますと、危険と思われる横断歩道、この危険と思われるというのは朝夕交通量が非常に多いでありますとか、スピードが出ているとか、カーブで見通しが悪いとか、様々な要因で上げられてきておりますが、町内では15カ所が報告ございました。

それを受けまして9月に警察、道路管理者等と合同点検を実施し、技術的な助言を頂きながら対策・検討をしてみました。11月の交通安全推進会議において、改善等の要望を行っていたところでございます。

現在の状況といたしましては、その報告された15カ所、その部分で、全て要望は行っておるわけでございますが、6カ所について対応ができたというところで報告を受けております。また2カ所については、対応の要請中というところ、そういったことで、あと残りは現状手つかずの部分がございますが、今後も関係機関に粘り強く働きかける中で、児童生徒が安全安心に登下校できる関係作りに努めてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 町内には、通学路となっている横断歩道が135カ所ということで、大変多くあるということが理解できました。危険箇所は15カ所あって、うち6カ所が安全対策が済んでいるということでありますが、残った箇所についても対策を進められて、危険箇所を解消されるように、よろしく願いいたします。

私が危険だなと思っている横断歩道で、県道岡崎幸田線でJ Aこうた支店前に信号機のない横断歩道がございます。この横断歩道は中央小学校の通学路になっていまして、幸田中学校の生徒も通学路として利用しております。交通安全運動のときに、私はいつもこの場所での立哨をしていますが、この横断歩道では県道の交通量が非常に多くて、とても危ない横断歩道だなといつも見ております。

そこで、この横断歩道で交通量がどれくらいなのかということで、私は朝の通学時間帯でちょっと調べてみました。今年の1月12日、平日の水曜日の朝7時半から8時までの30分間でございますが、30分間で421台の通行がございました。1時間にしますとこれを倍にして842台という交通量になるわけですけれども、これは非常に多くの交通量でありまして、ひっきりなしにいつも車が走っているというような状況でございます。

こういった交通量の多い横断歩道を児童が安全に渡るには、やはり信号機が必要だと私は思います。横断歩道での信号機設置の必要条件を調べてみますと、警察庁の指針では1時間に原則300台以上の交通量が必要だということでありまして、J Aこうた支店前のこの横断歩道では842台ということですので、設置には十分過ぎる交通量でございます。

朝夕の児童の登下校には、この地区には4人の見守りの方が見えまして、この方たちが交代で横断歩道の通行を見守ってくださいます。これで何とか児童の安全が保たれているというのが現状でございます。この地区の横断歩道の信号機取付要望であります。昨年11月に県道の歩道が一部できまして、設置されまして、これに伴って横断歩道の位置が60メートルほど移動しておりますが、この移動前も含めまして平成27年2月に、私がちょうど区長代理をやっておったときなんです。このときに区長から町長宛てに横断歩道の信号機取付要望が出されております。

あれからも既に7年が経過しておるわけですが、いまだにこの地区の横断歩道に信号機が設置されていません。ここには、押しボタン式信号の取り付けは必要ないのでしょうか。早急に設置をお願いしたいわけですが、この件について町の見解をお願いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員御指摘の横断歩道は、現在36人の中央小学校児童、複数の中高生が通学路として利用しております。また位置としては、主要交差点である岩堀交差点と地藏堂交差点の間にあり、交通量が多い現状であることも認識はしております。議員仰せのとおり、平成27年2月に押しボタン式信号機設置の御要望を頂いて以来、毎年警察で要望を続けておりますが、その実現に至っていないというのが現状でございます。

昨年12月に県道岡崎幸田線のJ Aこうた支店前に横断歩道を移設いたしました。

これにより、地蔵堂交差点からの距離が近い状況が解消され、なおかつ歩道の整備により歩行者滞留場所の確保がなされました。町といたしましても、通学路における一層の安全確保のためには、信号機が必要であるとの認識は持っているところであり、今後も警察に対し、早期設置に向けた要望を継続をしてまいります。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 7年過ぎても取り付けられていないということを申しましたけれども、早期に取り付けていただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問に移りますが、歩行者の交通事故を減少させるために、歩行者が自らの命を守るため、手を挙げて道路を渡る意思を示す、ハンドアップ運動というのが今、愛知県で推進されておりますが、これについて御存じでしょうか。お伺ひします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 承知はいたしておるところでございます。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 愛知県では、横断歩道での事故を減らすために歩行者保護運動、ハンドアップ運動というのを、昨年4月から進めております。県のホームページを見ますと現在もこの運動が進められておまして、昨年は県内でかなり熱心にキャンペーンなどを行って、この運動を展開されたようであります。

ハンドアップ運動とはどういうものかというのをちょっと紹介いたしますと、歩行者とドライバーが横断時に意思の疎通を図って、横断者の安全を確保するものであります。その手順であります。愛知県の運動推進のポスター、リーフレットを見ますと、まず歩行者は左右の安全を確認し、手を挙げてドライバーに横断する意思をアイコンタクトして伝えると。特に子どもは小さいのでドライバーからわかりにくいということで、横断中もドライバーから目立つようにして、手を挙げて横断します。そして歩行者が停止したドライバーに会釈するなど感謝を伝えるというものであります。

愛知県では、通学時の安全確保と、それから特に最近問題になっております、高齢者の交通事故削減を期待しているようであります。今年の1月の中旬でありますけれども、私、岡崎市のほうへ車でちょっと用事がありまして、そのときに市内の県道岡崎幸田線ですけれども、ここで小学生が下校時に、押しボタン信号のある横断歩道でありましたが、集団で手を挙げて渡るのを私は目撃いたしました。岡崎市の小学校では、手を挙げて横断歩道を渡る、こういったハンドアップの指導をしているというふうには思いました。

愛知県がこういった進めている運動を、幸田町ではどのように取り組んでいくのか。町の考えをお聞きします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 交通安全キャンペーンを通じ、愛知県で作成したハンドアップ運動のチラシなどの配布等を行い啓発しております。また、保育園や小学校の交通安全教室では、手を挙げて正しく横断歩道を渡れるよう、交通安全の知識・意識の向上を図る取組を実施しておるところでございます。

昨年の11月6日の土曜日には、ウイングタウン岡崎において、愛知県警察署・西三

河地域の自治体共同のキャンペーンで、ハンドアップ運動の啓発イベントも開催をして、参加いたしたところでございます。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 幸田町でも取組をやっているということではありますが、私の知る範囲では、私の近くの小学校の児童が通学時に手を挙げて横断歩道を渡るのを見たこともありませんし、一般の方が手を挙げて渡るのを見たこともございません。この運動はまだ幸田町では浸透していないようであります。

幸田町民は、このハンドアップ運動というのを知らない人が多いのではないのでしょうか。県が進める運動であります、この運動が町民に浸透するように展開をお願いしたいと思います。

愛知県でハンドアップ運動を進めているわけではありますが、これは全国での話になりますが、警察庁のほうでも同様の動きが進められています。道路交通法に基づいております、交通の方法に関する教則というのがございますけれども、これが昨年改正されまして、信号機のない場所での横断について、手を挙げるなどして運転手に横断の意思を明確に伝えるという内容が、歩行者の心得として盛り込まれています。

この交通の方法に関する教則では、ハンドアップ運動のことを手挙げ横断と言っております。この手挙げ横断は、相当古い話になりますけれども、かつて私が小学生の頃に、随分古い話なんです、この手挙げ運動を指導された記憶がございます。1978年、昭和53年に教則から削除されましたけれども、昨年の令和3年に43年ぶりに教則に復活しております。

交通安全教育の基準を示す交通安全教育指針にも、手挙げ横断が追加されております。小学生・中学生の交通安全教育に展開して、通学時の横断歩道の通行に手挙げ横断を必ず実行するように指導すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） ハンドアップ運動の小中学生への推進でございます。議員御質問の中にごございましたように、私も思い返しますと、小学校時代に横断歩道を渡るときに、手を挙げて右・左・右と安全を確認して渡るように、指導を受けた経験がございます。

そうした中で、本町におきましてはハンドアップ運動への積極的な取組についてという文書を、令和3年3月29日付で幸田町教育委員会教育長より各小中学校長宛てに文書を配布し、リーフレットを添えてこの運動への取組について通知をしておるところでございます。

そういったリーフレットの中には、しっかりとした歩行者の務め、そういった部分が書かれております。こういったリーフレットを活用する中で、手挙げ運動、ハンドアップ運動の各小学校への教育というものを進めてまいりたいと考えております。

実際には、各学期の終わりの通学団会でありますとか、そういったところで、実際にはこういった部分をしっかりと教育しておるところが、今、学校の現状かと思っております。そうした中で、左右の横断確認を確実にを行うように、指導をしておるところでございます。

手挙げ横断については、子どもたちの荷物等の状況もございます。最近のお子さんは両手にいっぱい荷物を持ったときもございますので、必ずしも手が空いているわけではないこともございますが、なるべく片手は空けるような対策を講じる中で、この手挙げ運動というものを推進してまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） わかりました。先ほど申し上げましたけれども、私を知る範囲ではまだ、私の近くの学校の小中学生が、通学時に手を挙げて横断歩道を渡るのを見たことがございませんので、小中学生が通学時に手を挙げて横断歩道を渡るようになるように、指導をお願いしたいと思います。

通学路となっております、横断歩道での安全対策について質問してまいりました。交通量の多い道路の横断歩道では、最初に述べました押しボタン式信号機設置が大変有効であるということは言うまでもありません。ぜひ早急に設置されるように、検討をよろしくをお願いしたいと思います。

それからハンドアップ運動は、全ての横断歩道での安全対策として、効果を期待できるやり方だと考えます。現在、幸田町では横断歩道の安全対策は「とまってくれてありがとう」を進めています。これは主に、ドライバーにお願いする、ドライバーが主役になる安全対策でございます。今回提案の、県が進めておりますハンドアップ運動は、歩行者が主役となってドライバーへ働きかけるものであります。「とまってくれてありがとう」とハンドアップ運動は、互いに不足しているようなところを補完し合うような関係になるのではないかと私は思います。

この両者を組み合わせることによって、抜けのない、大変しっかりとした横断歩道での安全対策になるのではないのでしょうか。今、幸田町で進めている「とまってくれてありがとう」にこのハンドアップ運動を加え、通学路横断歩道の安全対策を進めていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員にも御理解頂いておりますとおり、幸田町では本年度から交通ルールの遵守はもちろんのこと、思いやりの心やお礼等、交通マナーの向上を呼びかけることで町全体の交通安全意識を向上させ、交通事故のない社会の実現を目的に、「とまってくれてありがとう」をスローガンとする幸田町交通安全推進運動を実施しております。

議員御提言のとおり、今後は愛知県のハンドアップ運動と幸田町の「とまってくれてありがとう」運動との有効なリンクを図りながら、関係団体の御協力も頂き、一層の交通安全の推進に取り組んでまいります。

○議長（足立初雄君） 3番、都築幸夫君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時17分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、稲吉照夫君の質問を許します。

9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 議長のお許しを頂きましたので、通告に従い質問させていただきます。

その前に私事ではありますが、2月22日をもって幸風会の会長を辞任し、退会いたしましたことを報告いたします。在任中はいろいろと御指導頂き、また協力頂きましたことを感謝申し上げます。また今後は一議員として、また初心に帰って頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質問に移らせていただきます。最近になって職員の精神的不調による求職者・退職者が増えているように思われます。また、町民からでしょうか、メンタルダウンの職員がということで、その職員に関する投書が来ております。町民にとっての安全・安心な生活を守っていかなければならない役場内の中で、職員さんが悩んでいる、病んでいるというような印象を私は持ってしまいました。今後の幸田町が心配でなりません。縁あって町職員になられた皆さんが、健全に活躍していただくことで、町民の皆さんの安全・安心がしっかりと確保できると私は信じております。

そこで、現在の業務体制などについて、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。まず最初に、採用試験の時期ですが、以前は夏季に行われていたと思いますが、ここ2年ほど冬季に変わっていますが、変えた理由は何でしょうか。お聞きします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 職員採用試験の時期に関するお尋ねでございます。

議員仰せのとおり、3年前の令和元年度につきましては、7月中に受験申込みを受け付け、一次試験が9月21・22日、二次試験が10月26日、11月2・3日で行われました。それを昨年度、令和2年度は、10月中に申込みを受け付け、一次試験が12月12・13日、二次試験が年明けの1月16・17・23日。また本年度につきましては、9月中に申込みを受け付け、一次試験が11月27・28日、二次試験が年明けの1月15・16日で行われました。

試験の時期を遅らせた理由でございますが、令和2年度の募集決定時期におきましては、新型コロナウイルス感染症流行の初期でございまして、その全容も明らかになっておらず、全国的に学校や商業施設が休業、不要不急の外出も自粛という、ある意味、やみくもなまでの防止策が取られていた状況の中で、100人を超える受験者を集めることのリスクを危惧し、その終息を期待し、時間稼ぎの後ろ倒しという判断でございました。

その判断が功を奏したのか、結果的に前年度を上回る受験申込みがあったため、まだ終息が見られない本年度においても、ほぼ同様の時期としたというのが正直なところでございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） よくわかりました。コロナということで、コロナの影響で変更したということでありました。

コロナは、まだまだなかなか収まらない状況において、来年度ですか、元に戻して以前の時期、夏ですね、その時期が私は望ましいというふうに思うのでありますが、やはり夏、新聞紙上では説明会を云々という記事が出ておるような状況で、私はやはり就職戦線真ただ中で、選択できるほうが幅が広がって良いのではないかなと思うわけがあります。

また、幸田町は人口も増え続け、発展している注目の町ですから、やはり応募も多いと思われまます。ですから就職戦線の中に、堂々と割って入っていただきたいと思いたしますが、いかがでございましょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 令和3年度におきまして、受験申込み者数としては元年度よりは多かったものの、世の中的には景気を持ち直しの状況も見えてまいりました。来年度以降におきましては、議員御提言のように、コロナ禍以前の採用試験スケジュールに戻して実施していくということを、ちょうど考えてはおったところでございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） ありがとうございます。ぜひ、一人でもいい人が来てくださればと、いい人という判断はあまり良くない言い方かもしれませんが、やはり職に合ったということで御理解願いたいと思いたします。

そうしますと、採用が決まってから着任までの、やはり事前研修というのは非常に重要なと思いたしますが、そういった事前研修の実施についてはどのように考えてみえるか、お伺いたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 役場入庁前の新規採用職員研修につきましては、平成25年度は保育士と調理員を対象に、26年度・27年度は全職種を対象に実施しておりましたが、個々の事情により参加できない者もあるという、不公平感がいかなものかということで取りやめてきた経過がございまして。

現在は、例年3月上旬に、採用職員事前説明会という形で、今後同期職員として、お互いに切磋琢磨しながら支え合う職場の仲間となるため、自己紹介シートを事前に作成し、お互いの人柄に触れるような交流に重きを置いた内容で、実施をしておるところでございまして。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） やはりいずれにしましても、初めて社会に出て業務をするわけですので、最初の配置には非常に気を使うことだと思いたします。やはりそういった中で、事前の研修の中で性格等を読み取っていただいて、十分そういった合ったところに配置してあげると良いスタートが切れると思いたしますが、事前研修のまたそういった充実を、今までちょっと途切れておるといことですので、再度そういった中身のことをやっていたきたいと思いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 事前研修につきましては、議員が唱えられるような効果は否定するものではございませぬ。事前に4月1日より前、3月中にある程度研修をして4月1

日から臨むということ、有意義なことであるかとは思いますが。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、新規採用職員は大学から新卒で来る者、それからほかの社会人に出ていた者が心機一転、役場に入り直して頑張ろうという者、それぞれの事情がございます。一律に3月中において、それらを集めて研修をするということについては、いかがなものかということで見直してきた経緯というのもございますので、今のところそれを、再度3月中にまたやるという考え方は、申し訳ございませんが持っておりません。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） わかりました。いろいろと大変な面があるということで理解しました。やはり少しでも事前に、町の業務の情報関係をできるだけお伝え願えればなという思いがいたします。

そこで、採用が決まって着任しましたということで、実務に入ってから、例えば窓口に着任しました、最初から一人に対応させるのか、あるいは先輩職員が付いてフォローしながら一定の期間を定めて業務に従事するのか、その辺の現状をお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 新規採用職員の研修における接遇研修にて、電話や窓口対応など、社会人としての最低限の対応を研修させています。その上で、期間は特に定めてはおりませんが、各部署の専門的知識を要する窓口対応等につきましては、先輩職員と共に現場を重ねることにより、習得をしていくという形で行っております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 丁寧に対応していただくといいなというふうに思います。

そこで、着任後の研修も非常に大切かなと思うわけでありまして。やはり実務で起きた困り事だとか相談が、やはり実務に慣れた頃の反省含めて、やはりそこで新たにまた研修を受けると中身が変わってくるんじゃないかなと思います。

そういった意味で、指導しながら研修というのは計画されているのか、実際にやっているのか、お聞かせください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 実務に慣れた頃の研修といたしましては、市町村職員研修センターや、日本経営協会主催の専門研修など、日常業務で円滑な住民サービスの提供ができるように、また実務に携わった中での反省点や疑問点に対し、心強い享受が与えられるような、その部署で必要な専門知識を習得できる機会を提供しております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） それで次々にお勉強の機会もあるということでございますので、安心いたしました。やはりしっかりとフォローしていかないと、なかなか続かない、大変な困ったことで終わっていつてしまうということにはなっていきませんので、よろしく願いいたします。

やはりその辺のフォローをしながら、職員が全員がお互いを育てる心を持って、日々の業務にあたっていただきたいと思いますものだと思っております。そして現在、各部署ごとのグ

ループ制を取っておりますが、このグループ制の狙いと効果はどのように見ておられますか。お聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 多様な行政ニーズに対し、より迅速かつ効率的に対応するため、平成19年度から従来の係制を改め、課長を中心に編成したグループ制において、柔軟で風通しの良い職場を構築すべく、導入をいたしました。

事務の分担は、グループ内にとどまらず、他のグループの担当との組み合わせも可能とし、柔軟な対応を図ることにより、多様な相互応援体制によって、効率的な業務の推進に功を奏しておるところでございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） それは安心いたしました。私も経験あるんですけれども、グループ制、少人数でやるわけですが、やはりその辺で一つの形として、朝の朝礼だとか、終わってからの夕礼とか、そういったことは常日頃やられておるかどうか、お聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） お尋ねの朝礼・夕礼でございますけれども、役場におきましては、朝礼・夕礼につきましては実施はしておりません。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 私はなぜそれを聞いたかという、やはり朝、朝礼をやっておはようございますと言って、仕事のこともさることながら、やはり世間話から入って気持ちをほぐすことによって、そのグループ内の人たちの体調であったり状況が把握できるかなという思いがいたしましてお聞きしたわけです。

朝は一日の業務の確認とお互いの健康状態の確認ができる、そして夕礼は一日の反省、今日こんなことが困ってしまった、こんな問題があったということをお互いに伝え合って、すっきりして一日を終えるということが、非常に大事だと思います。

そういった意味でグループ内で、少しでもそういったことを実施しようという気持ちがありますか。今後計画されるか、ちょっと改めてお聞きします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほども申し上げましたけれども、朝礼・夕礼につきましては、議員が言わんとする意図については理解をするところでございますが、そのイメージでの、そのスタイルでの全庁的に統一した実施はしておらず、特に指導も奨励もしていないというのが現状でございます。

今後そうしたものはどうかということもございます。勤務時間、8時半の始業のタイミングでどうか、また5時15分、終業のタイミング等々ございます。その絡みの中でも、そういうどのタイミングでやるのかというような問題もございます。この場で取り組んでまいりますということは、発言は差し控えさせていただきたいと思いますが、議員の主張される意図と主張というのは十分理解するところでございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 本当に、やはり常日頃の会話等、顔を合わせての会話というのは非

常に私は大事だと思っております。そういった意味で、やはりその中には業務で困っているとか悩んでいるな、こういう人たちが人前で言えないから悩んでいるというのが、やはり個々の小さいグループであればぼろっとそういったことを言ってもらえるのではないかなというふうに思うわけでありませう。

業務活動の中で、いつもと違う言動を感じたら、やはりそういった面で1対1、リーダーが一声かけることによって、早く気持ちをすっきりさせてあげる、解決に向かうとすることができるのではないかなというのが私の考えで、そういった面をグループ制として大いに活用、くどいようですが再度その辺のフォローの仕方等含めて、グループ制の中身を、もう一度しっかりと見直してやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 役場における行政組織、運営上のグループ制のみならず、共に力を合わせて仕事をする、上司が部下に対して、また同僚同士で仲間を思いやるという点において、とても大切なことであるかと思ひます。現状においてもその精神を持って、業務にあたっておるつもりでございますし、今後ともそういうような思いを強めて取り組んでいくようにしてまいりたいと思ひます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） くどいようですけれども、その後で、やはり私も部課長が参加した、先ほども朝礼・夕礼と言ひましたけれども、そういったミーティング、仕事上の問題があるのでミーティングというのは当然あると思ひますけれども、そういったものは定期的に開催されているのか、何か問題が出たときに開催されるのか、その辺のところをお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほどから申し上げておるとおり、役場には朝礼・夕礼はございませんが、部課長も参加の上での月に1回程度の、課あるいは部の打合せというはございます。

これにつきましては、各担当業務の進捗状況や職員の心身の健康状態等についての共通認識と、職員同士、上司と部下の間でのコミュニケーションを図ることを目的に、その開催を奨励し、人事秘書課への報告を求めているところでございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） わかりました。月に1回以上はということであります。

それで、特に私そこで心配するのは、上司が参加すると当然業務が中心になって話し合われることだと思ひますけれども、やはり期日であったり、その事業のあれができたかとか、これができたかとか、そういったやはり、ともするとパワハラ的になっていくような気もするわけで、やはりその辺十分気を付けていただいて、やはり聞き役に徹していただいていくことが大切ではないかなと思ひます。

これは、お互いの意思の疎通とやはり思いやりを持ち合うことで、職員同士あるいは町民に対しても、心穏やかに対応できる基本と私は考えております。ぜひ職員同士の意思疎通をしっかり図っていただきたいと思ひます。

次に、やはり今は窓口等で問題になるのが、クレーマー的な存在の対応じゃないかなというふうに思います。実際にこういったクレーマーに対するものに対しては、担当職員に任せ切りなのかどうか、お聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員仰せのとおり、職員が対応に苦慮する来庁者も見えることは確かであります。基本的にはそういう方については、任せ切りということではございませんけれども、管理職については直接対応はしないということで、担当レベルで対応するというのを原則として行っておるところでございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） わかりました。担当レベルということで、やはりこれ、クレーマー対応というのは非常に長く続くことが多いと思います。こう言えばこう言う、ああ言えばああ言うで、非常に厄介だと思えます。そういった意味では、町に弁護士さんがおります。

こういった場合の、その弁護士さんの関わり、助けが必要かなと思いますが、現状はどのように対応されているんですか、お聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員御指摘のとおり、会計年度任用職員としての弁護士を総務課に配置し、週2日勤務をしていただいております。弁護士が来庁者等に対し直接対応することはしておらず、その基本的な関わり方といたしましては、事前・事後における対応や、その方とのやり取りをする文書作成上の相談等、後方支援的なスタイルであります。

職員は、弁護士の知見を踏まえた上での対応ということで、ある意味自信を持って対応ができるという心強さ、精神的な負担の軽減という点におきましては、弁護士雇用の効果は大きかったと思っております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） わかりました。いずれにしても、案件によっては本当に私は弁護士が直接出て早期に解決したほうがという思いはいたしましたけれども、現状、問題なければそれでもいいのかなという気も、今のお答えでしました。

要は、担当者が悩まないようにやはりフォローしてもらおうというのが、私は基本だというふうに思っておりますので、そういった面で担当者の方のフォローをしっかりとやってくれることをお願いをいたします。

次に、外郭団体の任命権はどこにあるのかなということでございます。またどの程度、必要が及ぶのかを伺いたしたいと思います。これは、はっきり言いますと、給食センターで昨年の4月、着任して1週間ほどの勤務で退職された方が見えます。どういう内容で退職されたか、理由を知っていただけましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 申し訳ございません、その理由と詳細につきましては、聞き及んでおりません。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） これは私が耳にしたのは、やはり前任者のトップの方がパワハラ的な言動が激しかったのでとても耐えられなかったという話を聞いております。そしてまた最近、この1、2カ月の間に、またパワハラ的な言動があったというふうに私は聞いております。

ということは、少なくとも1年間ぐらいはこういう状態が続いておったんじゃないかなというふうに、私は変な勘ぐりをしてしまうわけですが、これはやはり任命権者が監督・指導すべきじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 給食センターに限らず、町関係の各種外郭団体に関する人事につきましては、人事所管において直接関わる場所ではございませんが、町職員OBを慣例的に充てがうことが多いようでございます。

着任後のことにつきましては、その団体の会則・規約等、その制度の中での対応、あるいは団体を所管する部局というのが役場でございますので、そこでの調整によることであるというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 外郭団体のほうも、やはりしっかりと目を配ってほしいなというふうに思います。やはりそこでパワハラが存在するという事は、やはり部下の皆さんは萎縮してしまったり何も言えなくなってしまう、こんな状態が続けば、精神的障害も起こることは、改めて言うまでもないことであります。やはり庁舎内の職員の皆さんが、それぞれの立場でいま一度、振り返っていただきたいとしたいと思います。

次に、12月議会において、丸山議員が質問されていたのですが、残業時間等規定をオーバーしている職員が結構いるということが明らかにされました。職員数に対して、業務量とのバランスが崩れているように思いますが、そのような認識は持っておられますか、お伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まずパワハラにつきましては、人事所管の部署として、今後とも留意、注意深く観察をして、必要な対策は手は差し伸べていきたいというふうに考えております。

それから、職員数と業務量のバランスということでございます。お気遣いを頂きましてありがとうございます。時間外勤務時間数を昨年度と比較いたしますと、1月末現在で前年度比129.4%であります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染の感染拡大を懸念し、行事やイベントの中止、事業の縮小等により、令和元年度と比較すると約95.7%と減少していました。

それを加味したといたしましても、押しなべて、本年度におきまして時間外が増えていたことは間違いございません。職員数と業務量とのバランスが崩れているとは申しませんが、特定部署において以前はなかった業務が新たに生じていること、業務量はさほど増えてはいないが、職員の療養、休職、退職により、職員が減ったこと等により、現存の職員数に対し、結果的に業務量が多くなってしまっているという状況にある部署がある、との認識は持っております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） わかりました。業務量はそんなに増えていないということでございますが、昨年度、一昨年度ですか、考えますと、振り返ってみますと、コロナが起きて業務量、私は増えたと思っておるんですけども、やはり議会の中において、定数議案に対して説明が十分できなかった案件が、ままあったなという私は印象を持っております。

これはやはり、議会までに業務量が多過ぎて案件に対して十分な準備ができなかったんじゃないかなという、逆に今、振り返ってそう推測するわけですけども、実際そんなことはなかったんでしょうか。一時的でもそういう問題が僕は自治体には生じておったのではないかなというふうに思うんですけども。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 職員目線でのお心遣いというふうに受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

今、御指摘頂きました、提出議案等初め、至るところでの提出案件につきましては、職員一同常に精一杯の準備をし、御理解を頂くべき、その説明に誠心誠意努めているところではございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 特に、くどいですけども、やはり新型コロナの対応で、やはり特別仕事が増えたなと私は思っております。先ほど部長は、若干増えているというような私は印象の答えを聞いたというふうに思ってしまうんですけども、やはりますます業務が増えている現状であるというふうに私は思っております、部分的にその仕事が偏っているんじゃないかなと。やはりそういった面で、いつも偏って忙しいところは忙しいで来てしまっているんじゃないかなという思いがいたしますけれども、やはり人員の配置等含めて、その辺のところはないでしょうか。お伺いたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ちょっと私の言葉足らずの答弁で、私の意図がお伝えすることができなかった部分があるようでございますが、まず業務量については、さほど変わっていないというふうには申したつもりはございません。先ほどの答弁の中で、特定部署において以前はなかった業務が新たに生じておるところがあるというような認識は持っておるところでございます。

それから、コロナについては御心配頂いておりますとおり、業務は確かに、間違いなく増えております。御指摘のとおり、今、議員の御指摘の中で部分的に偏っていないかという御心配を頂きました。御指摘のとおり、そのとおりでありまして、その最たる部署が健康課であります。

昨年7月から始まったコロナワクチンの公共施設型接種により、土日なく従事し、年末で2回目接種完了のめどが立ち、やれやれというところで年明け早々には降ってわいたような3回目接種開始という状況でございます。人事課は当然としましても、兼務辞令により、他課からの応援は出しているものの、その苦勞はいかばかりかというふうに思うところではございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） そこで町長にお伺いいたしたいと思いますが、職員数と業務量のバランスを今、いろんな形でお聞きしたわけですが、やはり幸田町が発展していくためには、新しい事業、新規の事業をどんどん取り入れてやっていかないといかんことは十分理解しますし、また町長もそのようにしてやって来られて、幸田町はすごく発展していると私も認識しております。本当に努力が実ってきているなということで感謝を申し上げる次第であります。

ところが、各部署へのそういった業務の交通整理といいましょうか、やはりここはちょっと多く行き過ぎておるからちょっと待ったとか、これも新型コロナにおいてなかなか対応が難しく大変かもしれませんけれども、やはりそういった面の交通整理がきちっとできて、仕事の量、いやこれちょっとストップだ、遅らせようというようなこともできるのは、私は町長しかいないかなというふうに思うわけですが、そういった面で業務量の交通整理、そういった業務整理のできる機能があるのか、あるとすればそこにきちっとそういった組織を作ってほしいし、またないとすれば町長の腹一つで、その辺の加減をしてもらおうしかしょうがないかなと思うわけですが、その辺のところをお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 御指摘のありましたように、本当に2年前からのコロナの感染拡大に伴いまして、健康課を中心として様々なワクチン接種が始まったところでありまして、コロナの感染が始まったときには緊急経済対策のようなものを打ち立てる必要がありました。

それは住民子ども課、そして健康福祉部ですかね、そして環境経済部、教育委員会、それぞれ施策を展開しようとする、その部局の人たち、健康課以外の人たちにも動いてもらわないといけないということで、縦と横のつながりが大変重要になってきて、何らかの形で緊急経済対策を1年半にわたってやってまいりました。しかしながら、まだコロナ感染の終息には程遠いということで、ウィズコロナの中で何をしていくかということでもあります。まさに試行錯誤であります。

そういった中で、御指摘のとおり、ある意味では一時的に業務量そして職員の体調不良、そして今回は感染者が職員の中にも出てきたということで、当然10日とか1週間は休んでいただかないといけない、そういうところでやりくりをしておることになっております。

そういった意味で、御指摘のとおり、私の差配、配置体制等々に問題が来ておるといって御指摘ではございますので、十分心得まして、またいろんな形でその現状を分析しながら、また新しい体制づくりに努めるべきであるというふうに認識しております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） ぜひ業務量の適正化ができるように、また調整機能を的確に働かせて、全職員がゆとりを持って、人を思いやる心で業務にあたっただけをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次は、今、荻谷地区区画整理事業が進められております。令和4年度には組合組織の

立ち上げ、区画整理事業が本格化することとお聞きしております。荻谷地区を含めたまちづくりについて、順次お伺いしていきたいと思っております。

荻地区の区画整理事業は、田畑等農地を整地して住宅地とするわけでありましたが、そうすると一番心配なのが、雨が降ったときには農地であれば雨量が吸収されますが、宅地になりますと全てが河川に流れるということは想定されます。

下流地域において、水害の危険が想定されると思っております。現在でも、芦谷地区の一部において、側溝の限界状態がありますし、また下流の広田川に流入するまでの心配もあります。そういった意味で、対策の内容はどのように考えてみえるか、お伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 土地区画整理事業区域内の整備については、安全・利便・快適の諸要素の実現を目標として行います。今後の区画整理設計において、土地区画整理法施行規則に規定する技術基準に基づいた道路・公園・排水施設等の整備改善を行います。

雨水対策については、区画整理事業に伴って失われた保水機能を補うため、調整池を事業区域内に整備します。これにより、雨水を一時的にためて、河川への流出量を調整することにより、水害発生を防止します。

また、区画整理下流の区域の水害対策として、県事業で実施されている幸田川拡幅や、令和8年度完成予定の菱池遊水地の整備促進を町としても県に協力しながら働きかけ、引き続き水害防止に努めてまいります。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 菱池遊水地の件もあって、下流のほうは整備をしているということで、安心はいたします。それにしましても途中の側溝関係も再度見直してほしいというふうに改めてお願いをしておきます。

それで248号線と横落の間で区画整理がされるわけですが、その248号線沿いが商業地域、それでその真ん中ぐらいいから西側が住宅地と、計画の説明を受けました。住宅戸数などまだ具体的に戸数等はこれからということですが、一つ提案として、二世帯が住めるようなゆとりのある区画を一部設けたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 区画整理では、優良な住環境の整備に努めてまいります。二世帯が住める大きな区画は、優良な住環境の整備において有効である反面、売却しがたくなることがあるため、地権者の了解の上、可能であれば大きめの画地も設定してまいりたいと思っております。

組合設立後、組合がどのような町にしていく考える中で、どのような区割りにするかが決定していくこととなります。まちづくりの中で、二世帯住宅が建てられる敷地の設定についても、組合に町として投げかけてまいります。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） これは、私がなぜこんな提案をするかということ、最近、桜坂区は統

計を見ていましたら、何かここ1、2年人口が減ってきているという数字がありました。それでやはり桜坂区は、誕生して25年ほどが経過しておるわけですが、やはり子どもさんが成長して大学あるいは就職等で他市町に行かれてしまう。そうすると、その後、実際に戻っていただける背景があるのかなということが一つ心配で、やはりそういった面で、そういった地区はある程度年限がたつと本当にお年寄りばかりの地域になってしまう。そういった心配もあるわけです。

そういった意味で、やはり長い目で見て、子どもさん、親御さん、そしておじいさん、おばあさんというような形のミックスされた町はうまくできることが、私は理想じゃないかなというふうに思いまして、そういうふうに伺いましたけれども、そういった面の配慮とか考えはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 荻谷学区では、地理的に桜坂区において若い世代が増加しましたが、桜坂区における高齢化に伴い、学区全体でも小学生数が減少傾向となっています。

今後の荻谷土地区画整理事業により、若い世代の流入で小学生が増加すれば、荻谷学区における世帯間のバランスが取れていくのではないかと考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 確かに荻谷学区は今、全町の中で一番生徒数の少ない小学校になってしまいました。そういったことで、やはりちょっと同じ学区の住人として、寂しさを感じる次第であります。

それで最近、岩堀地区、それから六栗、里地区の区画整理がほぼ完了したと思いますが、やはり入居の状況、もしくはわかりましたらどの程度把握してみえるかお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 区画整理事業の岩堀、六栗、深溝里につきまして、岩堀区の戸数は158、平均年齢が24.8歳であります。六栗が256、平均年齢が24.0歳、深溝里が161、平均年齢は26.6となっております。個別の家族構成につきまして、個人のプライバシーに関わる情報のため、地区内における二世帯、三世帯の家族の状況までは把握をしておりません。ただ、地元で聞いたところ、六栗では二世帯は7戸だという、このような断片的な情報は頂いております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 二世帯が7戸あるという、本当にちょっとうれしいですね、そういったことを聞きますと。将来がまた盤石かなというような思いがいたします。

以前に、大分昔になりますけれども、春日井の高蔵寺ニュータウンの高齢化のニュースがありまして、皆さんも御存じだと思うんですが、やはりそういったお年寄りばかりになってしまうと、その地域を維持していくことがまた困難というふうに思われます。そういった意味で、今の区画整理事業も大事ですが、やはり今からそういった面で次のテーマとして頭に入れて、では30年後にはどうなってしまうんだろうということも想定した対応を、今から考えておく必要があると思っておりますが、ちょっと早過ぎます

でしょうか。いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 開発に伴う課題として、認識をしております。

決定的な対策はありませんが、ハード面では公共インフラの定期的な更新を行うことで、良好な住宅地の維持をしながら、若い世代の居住を誘導し、世代間の均衡が取れた住宅地となるよう努めます。

ソフト面では、地区の自治組織の活動を支援し、コミュニティ力の向上や住民同士の交流を促して、地域を維持していく必要があると考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 確かに幸田町も、区画整理事業が始まるまでは本当にある面、田舎で、二世帯、三世帯が、同居あるいは同居に近い状態で住んでいるというのが普通であったと、私は思っております。そういった意味では良い住環境ができておったのではないかなと思うわけでありませう。

区画整理事業による人口増には、良い循環を求めることは無理かなと考えられますが、今後は良い人口サイクルを考えたまちづくりが必要と考えますが、そういった面では重複しますけれどもいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） これまでの町内における土地区画整理事業による人口増加は、子育て世代である30代と10代未満の年齢層が中心となっています。この子育て世代も年数がたちますと、高齢者世帯となることから、良い人口サイクルを考えますと、今後も住宅開発なども含め、若い世代の定住を促す施策が必要であると考えています。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） いずれにしても、非常に雲をつかむような計画になろうかと思えますけれども、やはりどこか頭の中の片隅に置いて、常にそういった未来のことも考えていただきたいと思えます。

そこで先日、人口問題についての研修を受けてきまして、その中で非常に印象に残ったのが、その地域において結婚適齢期の女性が住み続ける町を建設することが、今後は人口の維持、あるいは発展に大事だというような話がありました。今、我が町は人口増加しておりますが、日本全体においては人口減少しております。

荻地区の区画整理、あるいはまた今後も企画されている区画整理事業、そして企業誘致に努力しておる我が町であります。やはりそういった意味において、企業誘致においても、そういった若い女性が働ける、やはりこちらに住んでいただけるような背景というのは必要だと思いますが、こんな考えを持って企業誘致をしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 若い世代の定住、特に結婚適齢期の女性が住み続けるためには、働く場所の確保も重要と考えます。雇用に関しては、西三河地域はトヨタ系を初めとする企業が多いことから、ほかの地域と比べ雇用条件が良く、女性につ

いても同じ傾向があると考えます。

現在、荻谷土地地区画整理事業区域内の一部を商業街区として位置付け、商業施設誘致を検討しています。この誘致が実現すれば、一定規模の雇用が確保されることから、雇用機会確保を企業選定基準の一つとして考えるよう商業施設誘致を行う組合に働きかけております。

また町としても、雇用確保により、幸田町に若い世代が住み続けたり、新たに住んでもらえるように引き続き企業誘致に努めてまいります。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） ありがとうございます。発展し続ける幸田町です。そういった意味で、今後も高いハードルの中にあって、やはり企業誘致、まちづくりを行っていかねなければいけないわけであります。

町民の皆さんの知恵を頂いて、安全で安心なまちづくりをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉照夫君の質問は終わりました。

これをもって、本日の日程は終わりました。

次回は3月2日水曜日、午前9時から再開いたします。

本日、一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を3月8日火曜日までに事務局へ提出をお願いします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

消防ポンプ自動車のお披露目を、本日3時20分から、役場西口前にて行われますので、議員全員の参加をお願いいたします。

連絡事項は以上であります。

長時間大変お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 3時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和4年2月28日

議 長

議 員

議 員